

令和6年第1回久万高原町議会定例会

令和6年3月15日

○議事日程

令和6年3月15日 午後2時16分開議

- 日程第1 議案第3号 令和6年度久万高原町機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第12号 令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 議案第13号 令和5年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第14号 令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第15号 令和5年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第16号 令和5年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第17号 令和6年度久万高原町一般会計予算
- 日程第8 議案第18号 令和6年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第9 議案第19号 令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第10 議案第20号 令和6年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第11 議案第21号 令和6年度久万高原町介護保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第22号 令和6年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第13 議案第23号 令和6年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算
- 日程第14 議案第24号 令和6年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 日程第15 議案第25号 令和6年度久万高原町立病院事業会計予算
- 日程第16 議案第26号 令和6年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算
- 日程第17 議案第27号 令和6年度久万高原町簡易水道事業会計予算
- 日程第18 議案第28号 令和6年度久万高原町下水道事業会計予算
- 日程第19 議案第29号 おもご高齢者生活支援ハウスの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第30号 久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域

食材展示即売施設の指定管理者の指定について

- 日程第21 議案第31号 久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域
食材展示即売施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第32号 柳谷農産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第33号 久万高原町農村活性センターみかわの指定管理者の指定に
ついて
- 日程第24 議案第34号 久万高原町レストラン湖畔やなだにの指定管理者の指定に
ついて
- 日程第25 議案第35号 久万高原町姫鶴荘の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第36号 久万高原町姫鶴平コテージの指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第37号 久万高原町淡水魚加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第42号 久万高原町四国カルスト牧場の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第44号 林業研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第45号 久万高原町やなだにさんさんドームの指定管理者の指定に
ついて
- 日程第31 議会議員の定数に関する特別委員会報告

○追加議事日程

- 追加日程第1 発議第1号 久万高原町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の
制定について
- 追加日程第2 発議第2号 久万高原町議会議員の定数条例の一部を改正する条例の
制定について
- 追加日程第3 発議第3号 久万高原町議会議員委員会条例の一部を改正する条例の
制定について
- 追加日程第4 議案第47号 久万高原町町長、副町長及び教育長の給料の特例に関す
る条例の制定について
- 追加日程第5 議案第48号 久万高原町行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

- 追加日程第6 議案第49号 久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第7 議案第52号 久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第8 議案第51号 令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 追加日程第9 議案第52号 令和6年度一般会計補正予算（第1号）
- 追加日程第10 議案第53号 財産の無償貸付の変更について
- 追加日程第11 総務文教厚生常任委員会所管事務調査報告
- 追加日程第12 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

1番	熊代祐己	2番	高橋末廣
3番	光田優	4番	田村昭子
5番	瀧野志	6番	西山清一
7番	阪本雅彦	8番	大原貴明
9番	高橋誠	10番	大野良子
11番	森博	12番	岡部史夫
13番	玉井春鬼		

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長	河野忠康	副町長	佐藤理昭
教育長	小野敏信	総務課長	木下勝也
住民課長	沖中敬史	保健福祉課長	西森建次
環境整備課長	辻本元一	ふるさと創生課長	渡部定明

建設課長	猪上浩明	林業戦略課長	小野哲也
まちづくり営業課長	高木勉	農業戦略課長	菅和幸
会計管理者	藤岡和雄	病院事業等統括事務長	西村哲也
教育委員会事務局長	中川茂俊	消防本部消防長	大野秋義
代表監査委員	菅洋志		

○議会事務局

事務局長 篠崎慶太

事務局

(朝 礼)

議 長

本日の出席議員は13名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午後2時16分)

議 長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第3号「令和6年度久万高原町機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長

総務文教厚生常任委員会の議案審査結果報告をさせていただきます。

議案第3号につきましては、3月7日に委員会を開催しまして、審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第3号「令和6年度久万高原町機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

多角化する町の課題に対応し、行動力、実行力のある組織体制を構築するため、役場機構の改革を行うとの説明がありました。

主な内容は、1、ふるさと創生課とまちづくり営業課を統合し、まちづくり戦略課を新設すること。

2、環境整備課を廃止し、環境衛生班を住民課に、上下水道班を建設課に統合すること。

3、班長を廃止し、課長補佐を配置することなどです。

審査では、機構改革に伴う課の配置は決まっているのかとの質疑に、現在の計画では、農業戦略課、林業戦略課、建設課を自然休に、まちづくり戦略課を役場庁舎の2階に配置することを考えているとの答弁があった。

また、建設課に、県の派遣職員がいるが、令和6年度も派遣していただけるのかとの質疑に、現時点で4月以降の予定はないとの答弁があった。

また、班制度の廃止及び職階の見直しは職員数の減少に対応するためとのことだが、減少の理由は、職員が辞めたのか、応募がないのか、定員が減らされたのかとの質疑に、辞めていく方は毎年一定程度いるが、職員の公募に関して、応募がないということはない。定員については条例で決まっており、従来どおりの定員との答弁があった。

辞めた職員の補充をするのなら、減少にはならないのではないかと質疑に、職員数については、必要限度の人数を、業務内容を見ながら適正に補充しているとの答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告とします。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

瀧野委員長、お引取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣
委 員 長

産業建設常任委員会に付託された議案第3号につきまして、3月8日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第3号「令和6年度久万高原町機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

条例の趣旨については、総務文教厚生常任委員長より報告がありましたので、省略いたします。

審査では、この時期に機構改革をするのは、役場内のコンプライアンスの認識不足となる、様々な反省から、急いで機構改革をせざるを得ないと推測するが、その思いはあるか。また、それ以外に急ぐ理由があるのか、との質疑に、町民に分かりやすい機構の構築と、サービスの向上、人口減少への対応を目指しており、先延ばしすることなく、早期の実現を図ること、との答弁があった。

組織のスリム化と言いながら、以前よりも予算内容や事業内容の個別検証が難しくなるのではないかと、との質疑に、事業、予算の検証については、来年度、新たに組織される総務課の財政係や、行革政策係が中核となって、今まで以上に、しっかりと取り組んでいきたい、との答弁が副町長からあった。

建設課内にあった農業土木、林業土木を、農業戦略、林業戦略に振り分けるということだが、非常時に建設課が主体的立場で対応するためには、平常時から、建設DXの共有による対応がされていないと合併になりかねないのではないかと、との質疑に、災害発生時の対応については、それぞれ、係を災害対策本部の建設部に所属させ、課同士の連携のもと、取り組んでいきたい。建設DXについては、取組を検討していきたい、との答弁があった。

ふるさと創生課は、少ない人員で奮闘しているが、その課を廃止してまで戦略という名前をつけた課が設置されるが、今まで以上に大きな成果が期待できる確信はあるのか。また、今まで、必要な人材を補充していなかった中で、今回のスリム化した組織が町民のために機能するという、客観的視点に立った説明を、との質疑に、今回の構築機構改革では、課職員が多くなり、係同士の連携でマンパワーを発揮するという意図しており、効果的な運営ができるように取り組んでいきたい、との答弁が、副町長からあった。

大幅な機構改革で農林土木や、ごみなどの、住民の皆さんが勘違いしやすいところへの周知はしっかりとするか、との質疑に、自治会文書や広報でお知らせするとともに、町民の皆様に分かりやすいに説明ができるよう、職員にも徹底したい、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

高橋委員長、お引取りください。

各委員長の報告は終わりました。

議案第3号「令和6年度久万高原町機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「令和6年度久万高原町機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 日程第2、議案第12号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

（瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名）

瀧野委員長 総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第12号につきまして、3月7日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告させていただきます。

議案第12号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第7号）」

歳入歳出補正。総額1億1,007万7,000円の減額補正で、累計99億9,407万5,000円となります。

歳入の主なものは、11款地方交付税、7,010万3,000円の増額。14款使用料及び手数料1,981万2,000円の増額。15款国庫支出金7,598万7,000円減額。16款県支出金、2,192万8,000円の減額。19款繰入金、2,111万5,000円の減額。22款町債7,640万円の減額などとなっています。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務費では、能登半島地震被災地支援職員派遣費用の計上、204万4,000円。財政調整基金積立金の増額、2,457万4,000円。公共施設等総合管理基金積立金の増額、1億円。減債基金積立金の増額、2,441万円などとなっています。

民生費では、交通利用券の利用増加に伴う増額、137万4,000円。

衛生費では、病院事業会計繰出金の増額、490万5,000円。

教育費では、上浮穴高校公営塾運営支援業務委託料の減額、599万5,000円の減額となっております。

審査において、総務課関係では、能登半島地震の支援で、支援の内容はどのようなものかとの質疑に、本町から8名の職員が支援に行っており、避難所運営の支援、保健師等の派遣による保健衛生的な支援、町立病院の職員派遣による医療的な支援を行っているとの答弁があった。

また、支援する地域は固定されているのかとの質疑に、支援先については、県から割り振られているので、毎回、変更になっているとの答弁があった。

今後の見込みとして、支援はいつまで続くのかとの質疑に、今の医療チームが帰った後に、3名の職員を派遣する予定になっているが、それ以降については、県からの依頼は来ていないとの答弁があった。

まちづくり営業課関係では、リーチDSLの撤去工事は完了したのかとの質疑に、昨年度、今年度の2カ年で完了したとの答弁があった。

コミュニティナースの業務委託料の減額の理由と現在の人数の質疑に、減額の理由は、雲南市の会社に委託していた業務を取りやめたことによる。現在のコミュニティナースは、実質1名との答弁があった。

保健福祉課関係では、高齢化、人口減少の中で、民生扶助については、大変になることが予想されているが、町として、その対応はしっかりとできるのかとの質疑に、現状で様々な事業を行っており、当面の間、事業を継続していくとの答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

以上、報告とします。

議 長

委員長の報告は終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

瀧野委員長、お引取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣

産業建設常任委員会に付託された議案第12号につきまして、3月8日に委

委員長

員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第12号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第7号）」

歳入の補正予算については、総務文教厚生常任委員長より報告がありましたので、省略いたします。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務課では、地域おこし協力隊員事業費の減額、2,182万円。

農林水産業費では、和田ノ窪地区頭首工整備工事請負費の減額、500万円。森林整備担い手確保育成対策事業補助金の減額、1,182万8,000円。

商工費では、国民宿舎古岩屋荘の修繕料の減額、762万1,000円。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業（道路新設改良）に係る経費の減額、1億1,300万円。社会資本整備総合交付金事業（公営住宅）に係る経費の減額、869万5,000円。道路測量登記事業等業務委託料の減額、700万円。道路除雪機購入費補助金の減額、275万円。愛媛県道路事業負担金の減額、1,119万8,000円などとなっています。

審査において、ふるさと創生課では、地域おこし協力隊員の応募がなかったことにより、大幅な予算の減額となっているが、その原因と、今後どう改善していくか、との質疑に、令和5年度に地域おこし協力隊導入について、職員の研修等を業務委託し、その成果によって地域おこし協力隊を募集した。

その結果、今年度は8名の応募があり、その中から4名を採用した、との答弁があった。

各課でミッションを検討できるのは、スキルのある職員でないと難しいが、何を要点として、ミッションを各課で検討したか、との質疑に、ミッションについても各課職員研修から入り、全国の事例等も研修しながら、町にふさわしいミッションを構築するなどの取組をした、との答弁があった。

研修を経て、協力隊の募集をしたが、各課から、これはと思われるような提案があったか、との質疑に、それぞれのミッションについて応募があったということは、研修の成果は認められている、との答弁があった。

国民宿舎古岩屋荘の予算は、備品購入費や施設の修繕費の減額補正か、との質疑に、無償貸付により、今後、修繕が必要だと思われるものについて、当初予算に計上した予算を減額するものだが、施設管理者との協議の中で、経年劣

化により、修繕や更新の緊急性の高いものについて、それぞれ対処した、との答弁があった。

古岩屋荘の運営は、地元雇用を中心という話があったが、それはどうか、との質疑に、職員については、12人中9名が町内の雇用で、雇用機会の提供については、役割を果たしている、との答弁があった。

基金残高の状況はどうか、との質疑に、今回、補正後の3月の基金残高は、1,158万4,000円の見込み、との答弁があった。

林業戦略課では、木造住宅の支援事業補助金は、補助要件が緩和して、使いやすい制度に変えた経緯はあったが、ここ何年かで予定していた予算が使い切れないという傾向はあるのか、との質疑に、最近の資材の高騰が影響して、今年度は減少したのではないかと、との答弁があった。

建設課では、土木費の道路測量登記事業と、業務委託料の減額が700万と大きいと、減額の理由は何か。また、未登記の案件は解消しているのか、との質疑に、今回の減額は、地権者との協議が進まないこと、相続関係が多く、登記が進まないことによるもの、との答弁があった。

和田ノ窪頭首工整備工事は、12月議会で増額補正があったが、今回、500万の減額となっているのはなぜか、との質疑に、入札減少金と、ゴムの製作費の減額によるもの、との答弁があった。

現地に行っても、ゴム堰がきちんと作動するか確認が難しいが、大水に対応できるか、との質疑に、先般、完成後、審査のときに空気を入れて膨らませて、水漏れがないことを確認した、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

高橋委員長、お引取りください。

各委員長の報告は終わりました。

議案第12号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第7号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございますか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございますか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第7号）」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。

日程第3、議案第13号から、日程第6、議案第16号までの令和5年度特別会計、事業会計補正予算に関する4件を、一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号から議案第16号までの4件を一括議題にすることに決定しました。

本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長

総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第13号、議案第14号、議案第16号につきまして、3月7日に審査をいたしましたので、その概要を報告をさせていただいたと思います。

議案第13号「令和5年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」

歳入歳出補正、総額2,000万の増額補正で、累計11億3,174万となります。

歳出の内容は、一般療養給付費負担金の増額、820万円。一般高額療養費負担金の増額、1,180万円。

歳入の内容は、国民健康保険税の増額、457万6,000円。普通交付税の増額、2,000万。基金繰入金の減額、1,000万円。前年度繰越金の増額、279万2,000円。普通交付金余剰返還金の増額、263万2,000円などとなっています。

審査をしました結果、全員一致で原案のとおり可決することと決定をいたしました。

続いて、議案第14号「令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」

歳入歳出予算補正、総額150万8,000円の減額補正で、累計19億8,069万4,000円となります。

歳出の主な内容につきましては、介護予防サービス給付費の増額、230万

円。介護サービス相談員派遣事業費の減額、243万9,000円。

歳入の主な内容は、現年度分介護給付費国庫負担金の減額、280万円。現年度分保険者機能強化推進交付金の増額、146万9,000円。現年度分保険者努力支援交付金の増額、190万3,000円。現年度分介護給付費県費負担金の減額、106万5,000円の減額などとなっています。

審査しました結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第16号「令和5年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第3号）」

1、収益的収入及び支出。

収入及び支出の予定額は490万5,000円の増額補正で、累計10億688万円となります。

支出の内容は、医療用材料費の増額、490万5,000円。

収入の内容は、事業外収益の他会計負担金の増額、511万8,000円。事業外収益の他会計補助金の減額、21万3,000円などとなっています。

審査をした結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告とします。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

瀧野委員長、お引取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣
委員長 産業建設常任委員会に付託された議案第15号につきまして、3月8日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第15号「令和5年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)」

歳入歳出補正、総額257万4,000円の増額補正で、累計577万8,000円となります。

歳出の主な内容は、一般会計繰出金の増額、257万4,000円。

歳入の主な内容は、土地売却収入の増額257万4,000円。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

高橋末廣委員長、お引取りください。

各委員長の報告が終わりました。

これより質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議長 議案第13号「令和5年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第13号「令和5年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第14号「令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号「令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第15号「令和5年度久万高原町分譲住宅造成事業特別会計補正予算(第1号)」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第15号「令和5年度久万高原町分譲住宅造成事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第16号「令和5年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第3号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第16号「令和5年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第3号）」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 日程第7、議案第17号「令和6年度久万高原町一般会計予算」を議題とし

ます。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長

議案第17号につきまして、3月7日に委員会を開催して審査を行いました。その概要を報告いたします。

議案第17号「令和6年度久万高原町一般会計予算」

令和6年度一般会計の歳入歳出当初予算額は、89億121万6,000円、前年度比較7,707万1,000円の減額となりました。

歳入の主なものは、町税、8億6,800万7,000円。地方譲与税、3億1,688万6,000円。地方交付税、45億円。使用料及び手数料、1億6,095万7,000円。国庫支出金、6億7,032万9,000円。県支出金、5億3,389万5,000円。寄附金、5,400万円。繰入金、7億1,719万4,000円。繰越金、1億円。諸収入、1億3,919万7,000円。町債、5億5,680万円などとなっております。

本委員会関係の歳出の主なものとしましては、総務費では、地域おこし協力隊員に要する費用、3,846万1,000円。柳谷代替バス、久万落出代替バス運行業務委託料、2,527万8,000円。伊予鉄南予バスへの補助金、1,904万4,000円。市町業務標準化事業負担金、2,748万円。移住促進の住環境整備支援事業、2,140万円。町長選挙費、1,490万5,000円。町議会議員選挙費、622万円。

民生費では、おもご高齢者生活支援ハウス管理の経費、1,371万3,000円。高齢者緊急通報体制整備、配食サービス、外食支援サービス事業の業務委託料、1,135万5,000円。高齢者移動支援の経費、1,920万4,000円。町外の老人ホームへの老人保護措置費、3,217万9,000円。人工透析等の障害者自立支援医療費、1,400万4,000円。重度心身障害者医療助成金、4,500万円。障害福祉サービス費、3億3,398万4,000円。18歳までの子供医療費1,893万2,000円。放課後児童健全育成事業業務委託料、1,032万8,000円。地域子育て支援

拠点事業業務委託料、1,458万4,000円。教育保育給付施設型給付費負担金、1億3,827万9,000円。

衛生費では、母子保険事業に要する経費、1,180万5,000円。柳谷診療所診療業務負担金、2,086万4,000円。乳幼児や児童、高齢者等に関する予防接種の費用、3,593万5,000円。住民健診に要する費用、1,823万9,000円。

消防費では、避難所用のポータブル電源、653万円。自主防災組織活動補助金、420万円。

教育費では、上浮穴高校星天寮の運営経費、3,474万4,000円。上浮穴高校振興対策協議会への遠距離通学や、海外林業研修費等の補助金、2,461万円。障害のある児童の学校生活支援に要する経費、1,823万8,000円。小学校の教育用コンピュータなどの使用料、3,044万3,000円。中学校の教育用コンピュータなどの使用料、1,559万3,000円。公民館27分館の指定管理委託料、1,386万9,000円などとなっています。

久万給食センターの管理運営費、8,558万7,000円。美川給食センターの管理運営費、3,626万2,000円などとなっています。

審査において、歳入予算では、森林環境譲与税は2億4,000万近く入るが、林業関係の新たな充当先はあるのか、との質疑に、事業費の拡大や林道事業の関係についても、充当することになっている、との答弁がありました。

極端な人口減少社会の中で、歳入の減少が見込まれるが、コンパクトかつスマートなまちづくりの取組はしているのか、との質疑に、本町の財政運営をしていく中で、5割以上を占める交付税が非常に重要になってくるが、交付税頼みは、持続可能な財政運営が不透明な部分もあり、可能な限り、自主財源の確保に取り組んでいく必要がある。

そのことから、現在、行財政改革に取り組んでいる、との答弁が、副町長からありました。

全国の自治会で問題になっている、老朽化した町有施設の問題をどうしていくのか、との質疑に、今後、一番危惧されるのが、将来的にこれらの施設をどうするのかという問題。機能を果たした施設は、思い切った判断が必要になっ

てくる。重要な判断を要する施設もあるので、町長と相談をしながら、議会、必要に応じて、町民の皆様とも委員会の中で判断をしていくということ、次年度以降に進めていきたい、との答弁がありました。これも副町長からありました。

高齢者の年金を若い世代が払うが、町内の若い人も、少ない給料の中から多くの負担を強いられている。若い人たちに対する施策が重要であり、ラストチャンスではないか、というところまできている。

若者に対する新しい施策は何をやるのか、との質疑に、移住者の確保プラス、今、住んでいただいている方の生活面や子育てなど、定住策は総合的に進めていきたい、との答弁がありました。

まちづくりは、行政だけの問題ではなく、議会も同じような責任を持っている。職員もアイデアを出しながら、町民の皆さんの意見も聞きながら、全員が取り組んでいかなければならない問題だと思う。そのためには、会議を持つ必要があると思うが、どのように考えるか、との質疑に、総合的な問題であり、様々な方が参加してきたまちづくりの議論について、町長と相談しながら検討していきたい、との副町長からの答弁がありました。

歳出予算についてであります。総務課関係では、地域運営協議会の形成事業に要する経費900万円は、どのようなものか、との質疑に、現在の6カ所の地域運営協議会に、1カ所、上限100万円で600万円、来年度組織されたときのために、2カ所分の200万円、また1カ所組織の準備費用、100万円の合計900万円、との答弁がありました。

昨年3月に、仕七川のほうで個人の人たちがやられるスーパーの寄附を、地域運営協議会の形で集めたと聞いているが、地域運営協議会が、個人の事業者に対して寄附、協賛金等を集めてよいのか、との質疑に、地域運営協議会は、補助金交付団体であり、公的な目的を持った団体となる。寄附金を募ることについては、地域課題を解決する上で必要な、公的な目的がある中で、活動として取り組まれているのであれば、問題はないと考えている。なお、集めた寄附金が、きちんと処理されていることが必要、との答弁があった。

住民の要望の中で、移動スーパーを呼んでくれという話があったにもかかわらず、それはできないので、スーパーの協賛金を出してくれといった話を何件

か聞いているが、それはどうなのか、との質疑に、内容を把握していないので答弁はできないが、地域運営協議会は、公の目的に沿って活動している団体であり、それにふさわしい活動をしていただくことが必要、との答弁がありました。

公共交通について、実質的に事業推進ができるというところに向かっていくのが今の行政の立場と思うが、全然推進ができていないように思う。デマンドなどは応急的な対応なのか。多額の、1人当たりの単価をかけてまでやるべき事業なのか、との質疑に、本町は高齢者が多く、利便性の向上を図るためには、ある程度の支出もやむを得ないところもあるが、国のほうでは、ライドシェアなどの動きもあり、研究しながら、本町に合った公共交通を十分に検討していく必要がある、との答弁がありました。

公共交通については、実際に困っている人がたくさんいるにも関わらず、そこに取り組まないというのは大変なことではないのか。議会も一体となってやるので、ともに取り組んではどうか、との質疑に、これだけ公共交通が厳しい状況になっている中で、理想はドアツードアであることは、誰が考えても分かる。しかし、とてつもない費用がかかるという中で、何とか路線を維持していく。デマンドは試験的に導入しているところであり、もう少し見極める必要がある。不公平感があってはならないので、運用しながら精査して、費用がかかってもということであれば、議会の了解も得ながら、全町に膨らませていくということも考えなければいけない。

また、議会の皆さんにも、協議の中に入れていただく、との答弁が町長からあった。

総務文教厚生常任委員会は、先般、公共交通の検証をしてきた。何かをするときは、成功事例を見習うのが一番簡単で、早い方法だと思う。議会も責任があるので、議会と行政が研究してはどうか、との質疑に、一番効率的にやる必要があろうと思うので、行政の中で叩いて、一番効率のいいやり方にしたいと思う、との答弁が、町長からあった。

まちづくり営業課関係では、森から始める未来づくり支援事業は今年度から始まったが、その成果と、来年度の取り組みについての質疑に、今年度は年度途中であったが、愛媛県優秀校に選ばれ、新聞報道もされた。来年度は、年度

当初から動けるので、内容を濃くしていきたい、との答弁があった。

LPWAシステムについて、新たな活用は考えているかとの質疑に、このシステムを構築、保守運営している会社が、町内全域でLPWAシステムを持っているのは、全国的にも久万高原町しかないということで、国土交通省に対して、活用について、補助事業の形で申請をいただき、採択されたとの話を聞いた。

動き始めるのは1年後ということで、ここに期待したい、との答弁があった。

停電した場合の親局、支局の作動についてはどうかとの質疑に、LPWAの緊急通報システムについては、子機が20機と親機が1機であるが、子機の電源は全てソーラーパネルであり、停電の問題はない。問題は役場の親機だが、無停電装置につながっているため、一定期間は電源が落ちることはない、との答弁があった。

せっかく整備したものであり、災害時の連絡手段や、高齢者の安否確認などに活用できないかとの質疑に、簡単な文字であれば、スマホとブルートゥースに接続することで可能になる。緊急時には、林業SOSと全く同じ仕組みで活用できるので、スマホの普及と合わせて、力を入れていきたいとの答弁があった。

ふるさと納税の5,000万は大きな目標だが、返礼品の開発は考えているのか、との質疑に、返礼品に登録しているのが200品目ほどであり、我々が事業者を訪ねて頑張れるところだと思うので、少し挑戦的な目標ではあるが、5,000万にトライしてみたい、との答弁があった。

光回線の事業は終わったが、まだ届いてないところが各地区にある。その対策としての予算などはどうなっているのか、との質疑に、光整備は、普及率で5%程度がカバーできていない。200世帯ほどになるが、携帯用の電波を受けて、家庭内でWi-Fiの環境をつくる機器の補助金も、来年度は50万円ほどを予算計上している。広報等で周知していきたい、との答弁があった。

補助の内容については、質疑に、ホームルーターの補助は購入限定で、家庭に据え置きのものが対象になる。8割の補助で、上限が2万5,000円との答弁があった。

デジタル田園都市構想についての質疑があり、地方からアイデアを出すと、

汗をかいたところに向けて、創生交付金がくるというような仕組みになっている、との答弁があった。

地域で、誰もが同じように生活ができる社会、地域社会づくりが、まちづくり営業課の主たる目的ではないのかと調べてきたが、今の時代は情報の共有が肝になってくると思う。

また、ラボでは、地域の将来について様々な研究をしたり、開発したりするのがラボの責任ではないのか、との質疑に、高齢者に普及するなら、スマホよりタブレットというのはそのとおりだと思うので、使い方とともに、楽しく毎日使える仕組みを考えたい。ラボについては、成功事例に学ぶということで、ローカルベンチャー、協議会に、令和3年度から加入して勉強もしているので、引き続き頑張っていきたい、との答弁があった。

例えば、病院の遠隔医療や、ロボットなども取り入れていける状態になっている。デジタル化も遅れてきているが、それをやるためには、めり張りをつけて予算を組むべきで、議会も含めて話し合いができるような状態をつくり、会議をして意見を出すことによって、必要な事業が選択できるようになるのではないか、との質疑に、DXの担当課として、どうやったらできるか、どういう役割分担でやるかという協議の場は必要だと思う、との答弁があった。

機構改革で、デジタルに関する部分は全て総務課にいくという認識でいいのか、との質疑に、機構改革の予定では、一つになると理解している、との答弁があった。

住民課関係では、久万高原町の固定資産税の計算の基準は、他の町村と比較してどうかとの質疑に、評価等の手法については、全国一律であり、ばらつきはない。また久万高原町は、土地の価格が低い傾向にあるので、他の市町に比べて、固定資産税が高いということはない、との答弁があった。

久万高原町は、高齢者が非常に多く、財産管理も厳しいと思うので、下げられる部分があるのなら下げてはどうか、との質疑に、法令により減免できるものは減免して、負担が広がることのないように努めたい、との答弁があった。

診療所の所得保障の問題は、地域医療、地域診療を守らなければいけないことは議会もそう思っているが、所得保障にも限界があると思う。この問題を早急に検討するのか、今までどおりにやるのか、との質疑に、現在の業務保障負

担は、旧町村単位ごとに医療拠点が必要との考えに基づき、公設民営の診療所に対して、経済的支援を含めた支援を継続し、維持に努めていく方針だが、一方で、今後の地域医療の方向性と所得保障の関係も含めて、庁舎内で検討して、一定の方向性を出した後に、医療保健福祉審議会に諮問したい、との答弁があった。

所得保障だけでなく、機器の問題もあり、地域医療はどうしても残すということになれば、所得補償の契約をしていないところについても、医療の火を消すわけにはいけない。

そこについても、しっかりと協議ができていないのではないか、との質疑に、その問題をどうするかといったことも含めて、今後、検討を続けたい、との答弁があった。

今、若い世代が、社会保障や保険など、たくさんの支払いをしているが、担当課として、少し加わることも考えてはどうか、との質疑に、住民課所管の業務は徴収する業務ばかりであり、配ることは、現在の所管では難しい、との答弁があった。

保健福祉課関係では、令和4年度に3年任期の民生委員が改選されているが、町の民生委員の定数は確保されているのか、との質疑に、民生児童委員は、町全体で66名で、学校関係の委員が4名いるので、62名の民生委員で全町をカバーしている、との答弁があった。

大幅な人口減少や、民生委員のなり手不足などから、担当区域の見直しを行って、実情に応じた定数にすることはできないのか、との質疑に、県が算定する本町における定数は、現在57名となっているので、現状よりも5名少ないが、広大な面積を要する本町においては、以前から定数を上回っている状態。次期の改選までに、支部長会などにおいて協議いただき、実情に応じた、適正な人数にする必要がある、との答弁があった。

2年ぐらい前に、N I K O N I K O 館の送迎ができないという話が行政にあったのか、との質疑に、そういう話はない、との答弁があった。

在宅の寝たきり老人の手当7,500円は、何名で予算計上しているのか。また、町内に寝たきり老人をケアする家庭がどれくらいあるのか、との質疑に、予算ベースでは42名。人数は、施設も含めて87名、との答弁があった。

7, 500円の単価は長い間上がっていないが、介護の手当を増額してはどうか、との質疑に、他市町の状況なども伺いながら検討したい、との答弁があった。

出産子育て支援金のうち、結婚出産について、今年度は新生児1人当たり10万円の交付となり、昨年度より5万円アップしているが、財源内容はどうか、との質疑に、国が3万円の、県が6分の1、町が6分の1、との答弁があった。

出産子育て応援交付金に、町単独費を上乗せして、子供の数に応じた交付金として拡充する考えはないのか、との質疑に、思い切った少子化対策を進めて、一人でも多くの子供を育てることは必要、との答弁があった。

子供の数に応じた、愛媛県一となるような出産子育て応援金を交付して、子育て世代を支援することはできないのか、との質疑に、子供は宝であり、対応しないとイケない時代でもあると思うので、庁内で担当を交えて検討する、との答弁が町長からあった。

先般、研修に行ったが、その町は、国から頂いたお金にプラスして、その町の施策として、パンフレットを作成していた。少し余裕を持って、若者の関心がある教育や住宅、子供子育てなど、町を宣伝することも必要ではないか、との質疑に、町では子育てハンドブックというのを作成しており、子育てに関する補助金など、この1冊を見れば分かるパンフレットも作成しているので、PRに努めたい、との答弁があった。

債務負担行為の償還期間が長過ぎるのではないかと、との質疑に、今回の債務負担行為については、社会福祉医療事業団からの借金で、償還期間が平成30年から始まり、令和6年で終了することが、医療事業団の返済計画の中に入っている、との答弁があった。

高齢者が草刈りなどをシルバーに依頼しても、対応できなくなっているという話を聞く。

以前からNPO法人を立ち上げて、働く人が時間や職種に縛られない組織としてはどうかとの提案をしてきたが、検討するべきではないかと、との質疑に、現在、月に10日、1週間に20時間を目安に作業を行っているが、法人格を取っても作業時間は変わらないので、組織の強化にはなるが、作業自体が進むわけではない、との答弁があった。

また、これについては、町長からも指示があり、保健福祉課で検討して進め進める、との答弁が副町長からあった。

消防関係では、組織においては、人間関係が一番難しいと思うが、その中で、職員がそれぞれの立場で意見を出し合いながら仕事を進めていけば、職場内の大きな問題を防げるのではないかと、この質疑に、それぞれの立場で話し合いを持つことを、現在検討している。それも含めて、今後、職場が元の状態に戻るように、組織をさらに機能するような形で検討していきたい、との答弁があった。

公務員が年間200日余りしか仕事がない。何をしてもいい時間が多過ぎることにも問題がある。銀行員もアルバイトが容認されており、国が決めることであるが、公務員にもアルバイトを認めてもいいのではないかと、この質疑に、公務員にまでそれがいいのか。働き方改革、人手不足などの問題があるので、そのあたりはこれから出てくるんだろうとは思いますが、一つの大切な意見として頂いておく、との答弁が町長からあった。

教育委員会関係では、上高の魅力化の推進として、塾を6年度から実施するという話だが、どのような方向で考えているか、この質疑に、基礎学力底上げ型の、町独自の公営塾にしたい。現在、塾長は決まっており、遅くとも5月の中旬を見込んでいる。講師は3名で、年間81日、週2回の2時間で予定している、との答弁があった。

若竹寮のネット環境が不十分で、勉強したい生徒たちはその環境が欲しいということだが、現状と今後について、どのように考えているかとの質疑に、寄宿舎には寮則があり、勉強以外のものは持ち込んではいけないことになっている。タブレットを持ち帰って、学習するためのネット環境は整っているが、個人の持ち込みに関しては、現在、禁止されている。また寮則の見直しについても検討はしている、との答弁があった。

久万幼稚園の修繕工事はどのような内容か、この質疑に、2階の床修繕で、予算は約40万円、との答弁があった。

教育用コンピュータのリースは、来年度で5年を過ぎると思うが、現在、タブレットと併用であり、教育用コンピュータはどのようにするのか、この質疑に、再リースも視野に入れて考えたい、との答弁があった。

パソコン教室はほとんど使用していないと聞いたが、再リースは必要か、との質疑に、サーバーについては必要、その他のハードは、更新の際に見直しで再リースを検討する、との答弁があった。

経費は削減するべきであり、教育委員会だけ特別みたいな感じもあるが、そのサーバーは必要なのか、との質疑に、学校によっては必要数ということで、当初は機器も揃えているが、今後、検討しないといけない部分もある。整備にあたっては、補助事業ということも見据えて、更新導入にあたっては、対象を厳選して検討したい、との答弁があった。

幼稚園とこども園で格差が生じているのではないか、との質疑に、幼稚園はそれぞれ小規模化しているが、こども園は人数的に膨らんでいる。幼稚園では、一人一人の子供の成長に合わせた、きめの細かい教育をしている、との答弁があった。

久万高原町の子供たちの教育は1本だと思うが、幼稚園は、幼児教育についてどういう考え方を持って取り組んでいるのか、との質疑に、幼稚園は園児が減少しており、働くお母さんが増える中で、家庭でもスキンシップが減っている。それを補うために、親子活動を取り入れる活動をしている、との答弁があった。

共働きという家庭事情があって、それをリカバリーできる体制づくりに取り組まなければいけないと思うが、対応できるのか、との質疑に、子育て支援を考える、こども園のような支援には足りていないところが幼稚園はあると思うが、今後については検討していく必要があると、現場の職員も思っている、との答弁があった。

公平公正は原理原則だが、こども園も100%受け入れられない場合もある。人数的な問題もあるが、どう考えるか、との質疑に、できるだけ保護者のニーズに応えながら、幼稚園の教育を主体とした幼児教育を、きめ細かく推進していくことが重要との答弁があった。

人口が減ってくると、両方取り組むことは不可能になるので、どこかで決断が必要。学校の統合の問題も、当分の間は考えていないとの議会答弁であったが、学力が落ちているとの話も聞く。多様化の時代の教育に対する考え方が、いつまでも同じではいけないが、教育という大きなテーマの中で、どう考えて

いるか、との質疑に、現在、教育委員会は、学力の低下について、顕著な例は認めていない、との答弁があった。

仕七川地区から、学校で買いたいものがあるが、予算がないので買えないという話はあるか、との質疑に、仕七川小学校の校長が、一輪車の購入を地域にお願いしたが、地域では難しいということで、教育委員会の予算で何とかありませんかという相談を受けた。その後、地域からも、そうした要望を聞いたので、子供の成長支援事業の予算を使って購入していただいた、との答弁があった。

全部、教育委員会が支払ったという認識でいいのか、との質疑に、全額、教育委員会の予算を使った、との答弁があった。

教育委員会と保健福祉課に、同じような放課後児童に対する予算があるが、どう違うのかとの質疑に、教育委員会の予算は、久万、面河、仕七川で実施している学校家庭地域連携事業で、保健福祉課予算は、N I K O 館でやっている放課後児童健全育成事業、との答弁があった。

給食費は、依然、従前と同じ単価で予算計上しているのか、単価が同じなら、材料の高騰分は値上げか、公費負担か、との質疑に、材料が高騰しているが、値上がり分は公費で補うとの答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告とします。

議長 常任委員長の報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
瀧野委員長、お引取りください。

議長 ここで、10分間休憩いたします。 (午後3時20分)

3時25分まで。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後3時30分)

議長 続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣 産業建設常任委員会に付託された議案第17号につきまして、3月8日に委員
委員長 会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第17号「令和6年度久万高原町一般会計予算」

予算の概要及び歳入予算については、総務文教厚生常任委員長より報告がありましたので、省略いたします。

本委員会関係の歳出予算の主なものは、衛生費では、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の業務委託料2,550万円。ごみやし尿の収集運搬業務委託料4,490万7,000円。可燃ごみ、粗大ごみの処分業務委託料、5,796万8,000円。し尿等の運搬業務委託料、2,482万円。

農林水産業費では、イノシシや猿、鹿等の鳥獣被害防止事業等の補助金、2,989万5,000円。新規就農育成総合対策補助金、2,812万5,000円。中山間地域等直接支払交付金、4,695万円。県営農地整備事業負担金、3,150万円。森林経営管理業務委託料、4,180万7,000円。森林整備担い手確保育成対策事業補助金、4,529万4,000円。美しい森林づくり基盤整備交付金事業補助金自伐林家等分、5,882万8,000円。美しい森林づくり基盤整備交付金事業補助金、6,837万9,000円。林道の路面整備・崩土除去作業業務委託料、3,400万円。林道平サコ線姫鶴橋PCB対策工事、5,000万円。

商工費では、魅力ある産業づくり・起業者支援事業補助金、1,200万円。中小企業振興資金預託金1,600万円。

土木費では、関門第1トンネルの補修工事、4,000万円。町道上野尻線改良工事、7,000万円。愛媛県道路改良事業負担金、3,486万円。橋梁等点検の業務委託料、3,000万円。槻の沢橋他3橋の橋りょう補修工事、6,000万円。住安住宅外壁等改修工事及び管理委託料、4,775万1,000円。

災害復旧費では、令和5年度発生 of 梅雨前線豪雨災害復旧工事、2,500万円などとなっています。

審査においては、まちづくり営業課関係では、中小企業振興資金融資制度に基づく預託金の実績として、何業者の方が利用されて、利用額はどのくらいか、との質疑に、令和4年度決算で、貸付件数が11件で、融資額が約4,000万円となっている、との答弁があった。

令和6年度予算の審査にしているのに、令和5年度の実績を説明できないのはおかしいとの質疑に、預託金1,600万円の根拠は、事業者の限度額は1億6,000万円までの融資を受けられるように、その1割を予算に措置した。コロナ禍の影響が落ち着いたから、次年度以降、見直していく必要がある。令和5年度の実績は12件で、融資額が3,600万円との答弁があった。

トライアングル愛媛DXイノベーションプロジェクト業務では、どこにどんな業務を委託するのか、との質疑に、令和6年度に愛媛県と希望する5市町が、1市町の議会で予算が通過した後に、業務選定することになっている、との答弁があった。

業務の委託先はネットの運営会社になるか、との質疑に、そのようになるとの答弁があった。例えばアルバイトを募集する場合に、ネットを運営するサイトに依頼するのは、町内業者か町か、との質疑に、基本的には事業者が手を挙げていただく形になる、との答弁があった。

具体的に、久万高原町でどんな就業体験を仮定しているのか、宿泊先はどうなっているのか、との質疑に、町で想定しているのか、しているのは宿泊業、ゴルフ場、スキー場などのレジャー施設や、観光農園なども中心となっている。

宿泊は経営している施設ではなく、自宅である空き家なども可能と、答弁があった。

林業の間伐体験などはできないか、との質疑に、あくまで短期であり、現場

で戦力になるのか、一つの判断になるとの答弁があった。

参加する方が、自腹で久万高原町へ来て、バイト先が賃金を支払って、宿泊と食事もそのバイト先が負担するということか、との質疑に、受入事業者が支払うのは、あくまで来ていただいた方の人件費と、サイト利用料となる人件費の25%。それ以外は、個人で負担していただく宿について、構えていただくか、食事は実費を頂いて構わない、との答弁があった。

町が予算化しているのは、こういったお金か、の質疑に、サイトに掲載する手数料や、コンテンツのつくり込みなどの経費を、町が一括して計上しているので、事業者は、人件費とトータルの使用料だけ支払う仕組みになっている、との答弁があった。

ふるさと創生課関係では、都市と地方の双方に生活拠点を持つ2地域居住という暮らし方が、改めて注目されている。この受入環境を整え、地域活性化につながる考えはあるか、との質疑に、2地域居住制は、コスト面、維持管理費などの費用負担の課題がある。町としても、移住促進の一環として、働き掛けは行っていきたい。

受入環境の整備については、法律上の特例措置を受ける必要があり、県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づき、町も計画を作成する流れになっている。実施が可能なかどうかということを含めて、今後、検討していきたいとの答弁があった。

2地域居住などで、定期的に地域に滞在する関係人口の拡大は、様々な可能性を秘めていることから、最も踏み込んだ取組をしているべきではないか、との質疑に、国の広域的地域活性化基盤整備法の改正案が示されたことで、法律上の特別措置を活用して、施設環境を整備することができるようになった。特定居住計画など、まずは先進事例の調査を行い、検証する必要がある、との答弁があった。

長野県の富士見町では、個室型のオフィスや、会議室などの複合施設に宿泊施設を併設した富士見森のオフィスを、官民共同で設立している。こういったところも参考にしながら、先進的な取組を進めるべきではないか、との質疑に、コワーキングスペースは、現在、美川支所や、モデルハウスゆりラボ等で実施しているが、ほとんど利用がないのが現状。富士見森のオフィスなど、特に先

進的に取り組んでいるところを参考に、これから各課横断で取り組むべきところは取り組んでいきたいとの答弁があった。

D Xを使ったメタバースで、疑似旅行体験をすることによって、地域を紹介する取組が、先進事例では特に見られるが、またメタバースの議論はしていないのか、との質疑に、担当課としては、AR やXR、仮想空間のメタバースなど、新たなツールは非常に有効と認識しており、引き続き、先進的事例を収集して、導入について検証していきたい、との答弁があった。

観光協会が一般社団法人になってから4年が経つが、町の全体を考えた観光戦略について、仕事できていない。観光事業は、町全体の観光のブランディングが必要で、それを担うのは、観光事業者と観光協会、町の観光部署が必要な支援や助言をして、観光戦略をつくっていく必要がある。

観光協会の職員の意識改革は、役場がしっかりとしないと何も変わらないと思うが、担当課はどのように考えるか、との質疑に、観光協会は現在、SNSを活用した情報発信で町の魅力を伝える業務をしている。地域の観光業を盛り立てるために、広域的な協会の活動が求められている。

また、第三セクターの検討にも入っており、その中で、観光協会を含め、検討を進めている、との答弁があった。

優秀な人を国費で呼べる地域活性化起業人という制度がある。提案したが、全く採用されない。外部から人を入れる制度があるのに、そこに踏み切れない理由は何か、の質疑に、担当課としても、毎年、観光協会に提案をしているが、財源的な問題等もあり、具体的な派遣に至っていない、との答弁があった。

地域活動組織イベントの支援事業はどのような基盤で交付決定されているのか、との質疑に、交付申請者から提出された予算書の中から、対象以外を除いて、必要な費用を審査して採択する。

イベントで収入があった場合は、それは相殺して、最終的に係る費用のうち、50万円を限度とするとして、補助する仕組みをしている。

公益性については、対象とするイベントが、観光資源など地域の資源、文化、地域活力になるかを審査して、採択するとの答弁があった。

具体的に、何件を想定するか、申請が多数あった場合、対応がどうかという質疑に、令和6年度は5件の枠を設けているが、予想以上に申請があれば、内

容を精査して検討する、との答弁があった。

環境整備課関係では、町が計画している風力発電について、風況調査には数年の期間が必要であり、町の調査期間は短すぎる、という話を聞いた。議会に対して十分な説明ができていないと私たちは思っているが、計画内容の見直しをするのか、との質疑に、これまでも議会の皆様に説明はしたが、御意見もいただいていたので調整が整いましたら、説明したいとの答弁があった。

計画を急ぐあまり、無理なスケジュールによって、住民説明会、住民アンケートを実施して、国の事業認可を得ようとしている町の姿勢は危うさを感じている。議会に十分な説明がないまま、現在の脱炭素事業を推進して、再度、住民説明会的なことを実施した場合、事業に対して、合理的な説明ができるか、との質疑に、住民説明会などについては、不十分との御指摘をいただいております、そういったところも踏まえて、今後、計画的に説明会を開催させていただきたい、との答弁があった。

仮に事業が立ち行かなくなったら、公金を使った事業を推進した町の責任は逃れることはできない。理事者と協議した上で、議会に対して、しっかりと見直し案の提示を、との質疑に、内容を十分調整し、理事者とも相談して報告したい、との答弁があった。

農業戦略関係では、最近、有害鳥獣で問題になっている鹿に対して、わなが有効な話があるが、補助の状況や、新たな対応についての質疑に、わなの補助は、町が10基、県からも20基程度の補助が出ているので、合わせて30基程度は、猟友会にお渡しできる、との答弁があった。

わなは消耗品であり、もし不足することが今までであれば、新たな対応ができるか、との質疑に、猟友会との意見交換しながら、必要であれば、増額でも対応したいとの答弁があった。

イノシシ、鹿、猿の獣害は、どの種類が増加傾向にあるのか。具体的な捕獲状況はどうか、との質疑に、5年度は2月末までの捕獲状況で、イノシシは5年度に262頭、4年度には477頭、鹿は、5年度に92頭、4年度に32頭、猿は5年度に30頭、4年度に37頭との答弁があった。

狩猟期間は補助金が出ないものもあると聞いたが、どのような状況かとの質疑に、11月1日から3月15日までの狩猟期間については、イノシシ等の補

助金は交付していないが、鹿については、令和5年の1月から、狩猟期間でも有害鳥獣として対応している、との答弁があった。

農水省が、みどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに化学農薬使用量の50%の減、化学使用量30%の減、有機農業面積を農地全体25%にするとの目標があるが、この戦略に踏まえて、町の農業の方針及び取組について、予算内容を含めて聞きたいとの質疑に、町の現状としては、トマトが農薬、化学肥料の使用量を基準の3割減、清流米は5割減で栽培に取り組んでいる。県から認証されており、引き続き栽培努力を継続する。

町は、農産物産地化支援事業、消費宣伝対策事業等の支援をしている。有機農業に対する理解や、生産された野菜に対する価格など課題はあるが、関係機関と連携したい、との答弁があった。

2022年4月に成立したみどりの食料システム戦略の以前から、2006年に成立している有機農業推進法においても、有機農業の定義の存在がある。

町として、類似する有機農業に関する二つの法律を踏まえて、町の有機農業施策に反映するか、との質疑に、当町においては、トマト、清流米等、主要3品目におきまして、減農薬、減化学肥料に取り組んでおり、清流米については、国が掲げる目標である2050年までに、化学農薬使用量50%、減化学肥料使用量30%という基準も達成している。

引き続き、主要農産物の減農薬、減化学肥料の栽培に取り組むとともに、今後も基本計画に基づき、県やJAとの連携を図るとともに、有機農業に取り組まれている農業者との情報共有。有意な補助金制度を図りながら、引き続き、環境負荷低減に向けた取組を推進したいとの答弁があった。

食品衛生法等の改正により、今年の6月から、漬物販売は営業許可がないとできなくなる。営業許可の取得に要する設備投資や、資機材の購入については、思い切った支援をするべきではないか、との質疑に、起業者支援については、まちづくりの営業課で担当しているが、農業戦略課としても、各課と連携して、農産物の生産等については、重点的に取り組みたいとの答弁があった。

稲作受託者等支援事業について、来年度の変更点はあるか、との質疑に、予算額を300万から800万とした、対象を3段階に分けて補助することとし、1ヘクタール以上2ヘクタール未満を75万円、2ヘクタール以上3ヘクター

ル未満を100万円、3ヘクタール以上は150万円とした、との答弁があった。

この補助を受けられるのは、3年に1回との要綱があったが、それはどういうことかとの質疑に、要綱を見直して、3年間の縛りも撤廃して対応する、との答弁があった。

3年の縛りが無いのはいいことだと思うが、補助金の交付に当たっては、公平な運用をすべきとの意見があった。

新たな定年等の新規就農者支援事業補助金が開始される予定だが、この新制度と、従前からある産地支援事業の複合的な運用ができるかとの質疑に、部会に入れば、産地化支援事業で対応しているが、就農にあたっては、不足しているものを購入していただき、新規就農者を育成するために計画した、との答弁があった。

分かりやすく広報で周知することにより、利用者も増えるのではないかと、との意見があった。

定年等の新規就農者支援事業補助金で、定年前後の説明だったが、その線引きを確認したとの質疑に、本町においても、本格的に農業を始める方法を対象としている。定年前に農業が新たに始める方を対象としたい、との答弁があった。なるべく門戸を広げて、農業に積極的に参加しようとする方、耕作放棄地等の解消に携わっていただける方に、適用できるようにしてはどうか、との質疑に、耕作放棄地対策や、農業を継続していくための支援事業であり、農業者が増える対策を考えていきたい、との答弁があった。

林業戦略課関係では、GISは、現在どのように利用されているか、との質疑に、伐採届のデータ管理、林地台帳の適正な運用を行うため、GISを活用しているとの答弁があった。

航空レーザーを用いると、山林の地形や、在籍、樹種など、分かるようになったのではないかと、の質疑に、航空レーザーも含めて、JISで管理しているとの答弁があった。

自伐型の林家や、個人の林家について、有効性も含め、林業研究センターも連携して研修を開催するなど、航空レーザーの利用促進に係る考えはあるか、との質疑に、ICTを利用したスマート林業の研修は、県が様々な研修会を開

催している。航空レーザーの取組には、敷居が高いところもあるので、町の職員が使うレベルのICTであれば、基礎から自伐林家の方々に学んでいただけるので、有効性の高い技術については、町のほうでも研修会を開ける、との答弁があった。

美しい森林基盤事業整備補助金では、昨年度からの繰越しで、支払いが終わっていないものが多数あると聞いているが、来年度の予算で対応可能かとの質疑に、今年度より予算執行上の観点から、繰越しは行わないとの方針により、事業費が減少した。5年度中に作業した事業に対して、補助金の支給が遅くなったが、6年度は十分な予算を計上しているとの答弁があった。

林業成長産業化構想で、目指しているサプライチェーンの確立については、具体的な方向が見えない中で、林業商社が設立されたが、農林業の物流部門の方向性はどうか、との質疑に、林業商社「天空の森」は、新たなサプライチェーンの構築に取り組んでいるが、思うような成果が得られてないのが現状。都市の木造化という、新しい方向性も生まれたので、情報共有しながら取り組みたいとの答弁があった。

町有林の活用実績はどうかとの質疑に、ここ最近の実績でいえば、令和3年度48ヘクタール、体積7,980立方メートル、収入が2,415万円。

令和4年度は、66.95ヘクタール。体積7,957立方、収入額が、7,042万円。

令和5年度はまだ確定していないが、38.78ヘクタール、体積が6,255立方、収入額が3,450万円との答弁があった。

町が主導的に林業に関わる各種団体等の交流を深め、先進地研修や会合を通じて、信頼関係を構築することが、持続可能な林業ビジョンの実現につながると思うが、予算の検討はしているか、との質疑に、町の協議会等を通じて、久万林業の将来ビジョンの実現に向けた施策、検討が実施できるよう、予算の措置を講じていただきたい、との答弁があった。

木材活用加工流通施設整備事業の補助金は、父野川の土場の舗装事業の半額を補助するということか、との質疑に、舗装整備に当たっては、2分の1の補助を考えている、との答弁があった。

そこで、市を開催して、業者に販売できるのか、それとも落合で売った材木

の仮置き場なのか、との質疑に、父野川事業所の新規土場については、主に活性化プロジェクト事業から出る木材や、大規模所有者などから出荷される木材で、主に体系材を扱う。将来的には、・・・機能を満たして、契約販売を行うと伺っている、との答弁があった。

落合に持っていった場合は、父野川に持っていった場合に、山主に不利益が起らないか、との質疑に、現状では、体系材を中心に集めて、契約販売で随時出荷していくとのことであり、支払いの遅れなどは起らないと考えている、との答弁があった。

高性能の機械レンタルと、助成の事業概要の質疑は、民間のレンタル会社、またはリース会社から、高性能林業機械を借り受けるときのリース料について、補助するものとの答弁があった。

買い取りの場合は、認定事業者1社のみ応募しかなかったと思うが、その後、買い取りの申請状況はどうかとの質疑に、2社が手を挙げて、1台を予算化して導入する予定であったが、県の補助がつかず、見送りになった経緯がある。来年も1台を要望する予定、との答弁があった。

レンタルを希望する林業事業体はどのくらいありそうか、との質疑に、リース料の補助に関しては、11社が申請をあげているとの答弁があった。

木造住宅支援事業補助金は、町内の木材地場産業の活性化と、移住定住の促進を図ることを目的としており、建築価格が高くなっている今だからこそ、アピールするチャンスを捉え、もう少し多めに補助して、住宅を着工してもらうことを検討してはどうか、との質疑に、理事者と相談して、可能であれば、予算措置をしたい、との答弁があった。

木質バイオマス未利用の活用は、産業実業として、林業戦略課の範疇に入ると思うが、担当課として、未利用材の活用、木質バイオマスの活用について、戦略は立てているのか、との質疑に、未利用材の活用については、バイオマスの資源回収の実証事業なども含め、・・・したが、今年度、来年度の頭にかけて、町有林を実証地として、未利用材の搬出に関して、森林組合と協働しながら、効率的な搬出方法、低コスト化、また森林所有者や林業事業体への利益還元など、実証事業を続けながら、関係者と協議を重ねて取り組んでいきたいとの答弁があった。

農林水産省所管のバイオマス産業都市構想に採択されれば、様々なバイオマス関連の国の事業が採択される加点が受けられるが、久万高原町は未利用材を使用する中で、この構想の採択に向けて動くべきと考えるが、これについて、情報収集や検討を行ったことはあるか、との質疑に、バイオマス産業都市構想についての検討は林業戦略課で行っていない。未利用材の搬出に関して、ある程度、実績も確認し、脱炭素の担当課もタイアップしながら、バイオマス産業都市構想に取り組んでいきたい、との答弁があった。

山林所有者の方を対象に、自己所有林の今後の管理経営に関する意向調査があったが、個人の山の経営を町に委託した場合、町はどのような対応をするか、との質疑に、町に委託した場合は、10年間お預かりして、その間に、森林整備をいつか行う。

町に委託する場合は、経済的な収益が見込めない森林を対象としている。経済的に収入が見込められる森林は、町から森林組合員等の事業体に情報提供して、経済活動を行っていただく運用をしている、との答弁があった。

建設課関係では、ため池監視システムを設置した目的と、設置場所についての質疑に、目的は、地震や台風などの豪雨に、遠隔地にあるため池の状況を、安全かつ迅速に把握することで、緊急時における円滑な避難誘導につなげるもの。設置場所は、久万地区の野尻池、久万池。美川地区の、丸池の3カ所に設置を予定している、との答弁があった。

町内に多数あるため池に設置を拡大する予定はあるか、との質疑に、採択要件があり、遠隔地にあるため池に限られているので、その他のため池には、現時点では該当しない、との答弁があった。

昨年、町内の工事において、安全関連法規を遵守されなかったと思われる事故が発生したが、この事故を踏まえ、町工事等の発注に際して、どのような指導監督を行う仕組みを検討しているか、との質疑に、工事発注後に、施工計画書を確認して、労働災害防止対策が講じられているかの確認を行っている。

また、町の関心が、施工状況等を、現場において確認する際に、作業方法、作業環境に応じた、的確な安全対策が実施されているかを確認し、問題があった場合には、施工業者について、時期を逸することなく、その改善について指導していく、との答弁があった。

事故に発展した場合の処分規定はあるのか、との質疑に、事故に発展した場合は、指名停止等の処分はあるが、状況をしっかり把握した中で対応となる、との答弁があった。

建設業においても、人手不足が加速している中、災害における長期復旧事業には影響が出ると懸念している。町内でも2040年には、道路インフラにおいて、修繕対応できるのは70%台ぐらいにとどまるとの予測がある数字もあるが、2040年問題は、国、県、町も承知している。行政ができることは、資材価格高騰対策や、時間外労働規制に適切に対応していくこと。適切な請負代金、工期が確保された請負契約のもとで、適切に建設工事が実施される環境づくりなど、他の産業と比較しても働きやすく、魅力的な就労環境を実現していくということになるかと思う、との答弁があった。

町に耐震診断の実施率、住宅の耐震化率は町で把握しているか、との質疑に、町における耐震化状況は、住宅、約4,000戸のうち、旧耐震の住宅は約2,500戸、これらの住宅について、当時の指標である耐震適合率の全国値を用いて、耐震化を推計すると、久万高原町は、約41%の耐震化率となっている、との答弁があった。

高原町は、非常に木造の古い住宅が多いので、どの地域で、どれだけの耐震化があるかという調査を、今後、実施すべきと思う。また、住宅の耐震診断改修について、町のホームページを見たが、非常に分かりにくい。今、関心を持たれているところだと思うので、分かりやすく資料をつくって、町民の皆さんに周知して、耐震化率が上がる取組をすべきではないか、との質疑に、町民の皆さんが見て分かりやすいチラシなど、建設課内で、研究協議を行いたい、との答弁があった。

原材料支給については、1年に1カ所、20万円が上限で、カバーはできないところが増えたと考えている。原材料支給を増額し、安価で迅速に・・・させる考えはあるか、との質疑に、原材料支給については、理事者と協議を行い、最近の資材高騰の影響等を踏まえ、上限20万円を30万円に引き上げる、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

高橋委員長、お引取りください。

各委員長の報告が終わりました。

議案第17号「令和6年度久万高原町一般会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(高橋末廣議員を指名)

高橋末廣
議員

先ほど、総務委員会の報告の中で、教育委員会から答弁がありました、仕七川から何か物を買うのに要望したが、断られたというようなことがあるのかという議員の質問に対して、町の予算はないので、その予算がないので、町が執行したという答弁がありました。あれは一輪車10台の要望が、PTA、学校からありました。

そして、教育長と相談して、5台を地元、5台を町が買うということで、町長と私の話は終わってしまったと思います。

そのうち、年が明けまして、どんど焼きのときに、学校の校長とPTA会長が私のところに参りまして、一輪車の予算は町が出してくれることになった。その代わりに、これこれのものを、10万円ほど出してくれまいかという要望がありました。

そのときに、私は初めて、町が一輪車を全部出したということを知ったわけでごさいます。私は、教育長との相談の中で、地元で5台、教育委員会で5台を実行するというので、事務局長、会計にその費用を出すようにというふうな指示をしておったんですが、えらく、そのときと話が違うということで、

教育長、教育委員会の答弁は、非常に実際とは違うというふうに思います。

その点について、御答弁をお願いします。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 高橋議員の質疑にお答えをいたします。

確かに、高橋議員のほうから、地元で負担するのは難しい。それで、5台とか半々とか、なんぼかは地元からも出せるけれども、教育委員会のほうで、そうしたところに使える予算はないかという相談を受けましたので、使える項目を探してみまして、何とか買えそうだということで、学校が希望しておりましたのが10台でしたから、教育委員会が持っている予算で購入をいたしました。

先ほど、委員長報告にもありましたけれども、地元が一切買えないというような報告ではなかったかと思います。地元のほうが難しい状況があると。それで、教育委員会のほうに相談を受けたというような委員長報告だったかと思えますので、大きく、事実ではないというようなことではないように把握をしております。

以上です。

議 長 (高橋末廣議員を指名)

高橋末廣 私は今まで、これはガクウリンという、美川の独特の組織でございますが、この費用で、学校の機材を買うときには、必ず教育委員会に相談をして、例えばタブレット、最初は2人に1台という配付だったのだが、学校のほうから、残りの半分はガクウリンのほうで出してくれまいかという相談があったときにも、教育長のところへ相談に参りました。

そんなことをすると、ほかの学校との影響はないのかという相談をしましたが、それは、仕七川の子が恵まれとるということで、ぜひそうしてやってくれということでした。

それからまた、次、仕七川かるたを作るというときにも、相談に参りました。これは、お互い約束どおり、ガクウリンから30万、町から20万のお金を出し

ていただきました。

それで、今度は遊具を買ってほしい。それと一輪車を買ってほしいという陳情が、同時に来ました。総額が三百四、五十万だったと思います。そういったお金は、ガクウリにないので、ならということ、さしあたり、教育長の意見を聞きに行きましたら、新しい遊具はつukらないというようなことで、一輪車を半々にするようにしましょうというのが、その話の過程であります。

それが、先ほど申しましたように、急に町が全部出した。出したことはありがたいとはいえ、そういうふうないろんな相談をしていながら、やはりそういうことの報告も何もなしで、そういうことをしておるというのについて、しかも、地元が出せないというか、そんなことは一度もございませんので、そういう間違った答弁をしていただくと、立場と地元としても、非常に困惑することです。

一輪車の代わりに、これこれをとということの補助金が来ております。出してくれという話は来ておりますが、しっかりと、せっかくいろいろと教育長に相談しても、違ったことを言われると、せっかくの相談が、信頼関係が失われますので、本当の話を、ぜひしていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 高橋議員の御質疑にお答えをいたします。

10万円ほどの金額でしたけれども、何とか委員会の予算で買えるようになりましたというようなこと、高橋議員のほうにも御報告をし、了解をさせていただいておればよかった、そのように、今、認識をしておるところです。

以後、気をつけたいと思います。

以上です。

議 長 (高橋末廣議員を指名)

高橋末廣 そういうことで、こちらもできるだけ細かいことまで相談をしておりますの

議 員 で、そういった信頼関係が結ばれるというのが、保てるというのが一番だと思いますので、そういったことで、今後とも対処いただけますように、お願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにありませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 議案とは直接関係ありませんが、教育委員会の当初予算のところ、先般、教育委員会に勤務する職員が起こしました事件について、教育長にお尋ねをしたいというふうに思います。

この事件は、教育委員会に勤務する男性職員が、合鍵を使い、女性の住む町営住宅に不法に侵入し、現行犯逮捕された事件であります。あつてはならない事件であり、議会としても、しっかりとした確認が必要がありますので、この質疑をさせていただいております。

この事件について、詳細な内容の説明、教育機関の長としての、責任ある答弁を求めたいというふうに思います。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

はじめに、私ども教育委員会事務局所属の職員が、2月14日に引き起こしました住宅への不法侵入による現行犯逮捕、そして、続く起訴につきまして、この事実を重く受け止め、猛省するとともに、職員を管理する最終的な立場にある者として、まずは被害に遭われた方、そして議会の皆様、町民の皆様に対し、改めておわびを申し上げたいと思います。

大変申し訳ございませんでした。

今回、罪を犯した高橋充将は、令和3年4月から美川支所に勤務をして、地域住民の生涯教育を支援する立場として、業務に従事をしておりました。

事件当日は、午前中勤務をいたしまして、午後から休日勤務の振替休暇を取得していましたが、その後、女性宅へ不法侵入していたところ、帰宅した女性に発見され、警察への通報によって、現行犯逮捕されたものでございます。

その後、取り調べにより、3月6日に起訴されたことから、私どもの職員が直接、本人に面会をし、起訴内容に相違がないことを確認をしてございます。

今回の行為は、公務員として、また教育委員会の職員として、決して許されない重大な信用失墜行為であり、厳正な対応を行ってまいりますとともに、今後、このようなことがないよう、職員教育の徹底、綱紀粛正を図ってまいりたいと思います。

大変申し訳ございませんでした。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 次に、町職員ということでございますので、町職員が起こした事件ということで、町長にもお聞きをしたいというふうに思います。

事件が起きた後、町内では多くのうわさが飛んでおります。議会としても、このような状態をほっとくわけにはいきません。

本当に心配しているのは、町営住宅に住んでおられる皆さんが、今後どうされるのか。どう心配されているのか、そこら辺についても、具体的に知る必要があるのかなというふうにも思います。

町長は、今回の事件の経過を報告し、二度と起こさないという強い決意のもとに、町民の皆さんに、今後の住宅に対するセキュリティや、職員に対する監督体制の強化などについて説明をし、謝罪をすべきと思いますが、町長の具体的な答弁を求めます。

議長 (河野町長を指名)

町長 町職員が、今回のような重大な犯罪、信用失墜行為を引き起こしましたことについて、改めておわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

今回の犯罪の経緯は、先ほど、教育長が申し上げたとおりですが、私ども、

重ねて責任の重大さを心に刻み、職場の綱紀肅正や、職員のコンプライアンスの徹底、風通しのよい職場環境の構築などに、しっかりと取り組んでまいります。

また、今回の事件は、合鍵を使用して住宅に侵入したとのことでありますが、その入手方法に関しては、警察の捜査に真摯に協力をいたしますとともに、現在、入居をされている皆様が不安を感じることはないよう、セキュリティ対策に万全を期すことが必要であると考えます。

これまで、公営住宅の鍵は、役場本庁の建設課で一括管理をし、キーボックスに入れて、事務所で保管をしておりましたが、今回の件を受け、キーボックスの鍵のかかるキャビネットに入れ、さらに施錠できる部屋に保管をすることとし、その鍵は課長に管理をさせることといたしました。

また、持ち出しや貸し出しについては、帳簿で厳重に管理をし、紛失や盗難に備えることとしております。

さらに、本年度から取り組んでおります新規入居の際のドアノブごとの交換を拡大し、準備が整い次第、全ての住宅で実施をしてまいります。

最後に、町政を預かる者として、今回の責任、重大であると考えております。自身を律するために、自らの処分も行う必要があると考えております。

議長 他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑をなしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なし認めます。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号「令和6年度久万高原町一般会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。

日程第8、議案第18号から、日程第14、議案第24号までの令和6年度特別会計予算に関する7件を一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第24号までの7件を一括議題にすることに決定しました。

本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長 これから後の総務文教厚生常任委員会の審査の概要につきましては、優秀な副委員長に任せたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 (光田 優総務文教厚生常任委員会副委員長を指名)

光 田
副委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号につきまして、3月7日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第18号「令和6年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」

令和6年度国民健康保険事業特別会計の当初予算額は、10億7,220万4,000円。前年度比較3,953万6,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、一般被保険者の療養給付費、6億6,349万2,000円。一般被保険者の高額療養費、1億2,100万3,000円。一般被保険者医療給付費に関わる納付金、1億6,898万9,000円。一般被保険者後期高齢者支援金等納付金、5,253万3,000円。

歳入の主な内容は、国民健康保険税、1億3,155万1,000円。保険給付費等県交付金、普通交付金、7億7,004万2,000円。一般会計繰入金、9,537万5,000円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号「令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」

歳入歳出予算、令和6年度国民健康保険診療所事業特別会計の当初予算額は、4,828万1,000円、前年度比較、48万7,000円の増額となりました。

歳出の主な内容は、父二峰診療所。歳出総額、2,146万5,000円。人件費、光熱水費等の総務管理費、1,245万1,000円。医療材料費、検査委託料等の医療費、896万4,000円。

面河診療所。歳出総額、2,681万6,000円。人件費、光熱水費等の総務管理費、2,117万5,000円。医薬材料費、検査委託料等の医療費、559万1,000円。

歳入の主な内容は、外来収入、1,751万円。一般会計繰入金、947万7,000円。事業勘定繰入金、1,297万3,000円などとなっています。

審査した結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号「令和6年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」

令和6年度後期高齢者医療保険事業特別会計の当初予算額は、1億9,19

8万1,000円、前年度比較、2,006万5,000円の増額となりました。

歳出の主な内容は、職員の給料並びに手当等の人件費及び事務費等の一般管理費、801万5,000円。後期高齢者医療広域連合への納付金、1億8,335万6,000円。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料、1億389万8,000円。一般会計繰入金、8,747万4,000円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第21号「令和6年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」

歳入歳出予算。令和6年度介護保険事業特別会計の当初予算額は、17億7,882万1,000円。前年度比較、6,891万2,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、介護報酬支払いに要する経費等の介護サービス等諸費、14億7,226万円。介護報酬支払いに要する経費等の介護予防サービス等諸費、4,110万3,000円。費用が高額になった場合の負担軽減に要する費用の高額介護サービス等費、5,010万円。施設入所者の居住費等の軽減に要する費用の特定入所者介護サービス等費、6,972万2,000円。

介護予防事業費や、日常生活支援総合事業費、3,680万5,000円。包括的支援事業任意事業費、4,370万2,000円。

歳入の主な内容は、次のとおりです。

第1号被保険者介護保険料、2億3,298万4,000円。介護給付費国庫負担金、2億9,085万5,000円。財政調整交付金、2億1,786万2,000円。介護給付費支払基金交付金、4億4,430万7,000円。介護給付費県負担金、2億4,396万円。介護給付費一般会計繰入金、2億569万7,000円。その他一般会計繰入金、3,521万6,000円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号「令和6年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」

歳入歳出予算、令和6年度訪問看護事業特別会計の当初予算額は、3,848万5,000円。前年度比較、90万円の減額となりました。

歳出の主な内容は、人件費、3,057万9,000円。事業費、183万4,000円。看護業務やパソコンの保守管理委託料、400万円。

歳入の主な内容は、療養費収入、648万円。介護報酬、990万円。利用者負担金、120万円。前年度繰越金、2,090万5,000円などとなっています。

審査では、訪問診療は増えているとのことであったが、90万円の減額の理由は何かとの質疑に、令和5年度の当初予算編成時の職員数と、令和6年度の予算編成時の職員数の差との答弁があった。

訪問診療の要望は増えているのかとの質疑に、増えているとの答弁があった。審査した結果、全員一致で原案の通り可決すべきものと決定しました。

議長 委員長報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
光田副委員長、お引取りください。

議長 続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣
委員長 産業建設常任委員会の今後の委員会報告の、誰もが見習う、瀧野総務文教厚生常任委員長の例に倣いまして、私よりはるかに人権ともにすぐれた阪本副委員長に報告をさせますので、よろしく願いいたします。

議長 (阪本雅彦産業建設常任委員会副委員長を指名)

阪 本 産業建設常任委員会に付託された議案第23号、議案第24号について、3
副委員長 月8日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第23号「令和6年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」

歳入歳出予算。令和6年度凶荒予備事業特別会計の当初予算額は、1,520万2,000円。前年度比較、534万4,000円の増額となりました。

歳入の主な内容は、作業道等補修や、分収林地、植栽等の財産管理費、678万4,000円。奨学金貸付金、792万円。

収入の主な内容は、前年度繰越金、1,164万3,000円。学資貸与償還金、309万円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号「令和6年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算」

歳入歳出予算。令和6年度分譲宅地造成事業特別会計の当初予算額は、318万3,000円。前年度比較2万1,000円の減額となりました。

歳入の主な内容は、一般会計繰出金、274万8,000円。

歳入の主な内容は、土地売却収入、274万8,000円。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議 長 委員長、歳出と歳入とが間違っておりました。訂正してください。

阪 本 議案第24号、間違いがありましたので、再度、読み上げます。

副委員長 令和6年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算。

歳入歳出予算。令和6年度分譲宅地造成事業特別会計の当初予算額は、318万3,000円。前年度比較、2万1,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、一般会計繰出金、274万8,000円。

歳入の主な内容は、土地売却収入、274万8,000円。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議 長 委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
阪本副委員長、お引取りください。

議 長 ここでお諮りします。
時間延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、時間延長することに決定しました。

議 長 ここで、10分間、休憩いたします。 (午後4時41分)

(休憩)

議 長 休憩前に続き、会議を開きます。 (午後4時50分)

議 長 各委員長の報告が終わりました。
これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議 長 議案第18号「令和6年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」につ
いて、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第18号「令和6年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第19号「令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号「令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第20号「令和6年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第20号「令和6年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第21号「令和6年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」について、
質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第21号「令和6年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第22号「令和6年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」について、

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号「令和6年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第23号「令和6年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」について、
質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第23号「令和6年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第24号「令和6年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号「令和6年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。

日程第15、議案第25号から、日程第18、議案第28号までの、令和6年度事業会計予算に関する4件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第28号までの4件を一括議題にすることに決定しました。

本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(光田 優総務文教厚生常任委員会副委員長を指名)

光田副委員長 総務文教厚生常任委員会に付託された議案第25号、議案第26号につきまして、3月7日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第25号「令和6年度久万高原町立病院事業会計予算」

業務の予定量、病床数。一般病床、60床。入院患者数、年間1万9,34

5人。外来患者数年間、2万9,000人。

収益的収入及び支出。

収入及び支出の予定額は、9億9,335万3,000円。令和5年度の予定額と比較すると、1.9%の増額となっています。

収入の主な内容は、医療収益、8億4,348万2,000円。医業外収益、1億4,987万1,000円。

支出の主な内容は、医療費用、9億7,066万7,000円。医業外費用、2,208万6,000円。固定資産売却損の特別損失、50万円。

資本的収入及び支出。

収入の予定額は、1億5,715万2,000円。支出の予定額は、1億6,702万3,000円。

収入の主な内容は、企業債6,550万円。他会計からの長期借入金、6,550万円。他会計負担金、2,615万2,000円。

支出の主な内容は、建設改良費、1億4,680万円。企業債の元金償還金、1,198万8,000円。他会計からの長期借入金償還金、902万4,000円

収入の不足額、987万1,000円は、損益勘定保留資金で補填します。

他会計からの補助金及び負担金。

収益的収入、1億5,266万1,000円。資本的収入、9,165万2,000円などとなっています。

審査では、看護師の確保に向けて、どのように取り組んでいるのか。また、問い合わせの状況はどうかとの質疑に、町広報誌への掲載や、民間の人材派遣会社等も利用しながら募集を行っている。直近の応募の状況は、数名の申し込みがあり、面接している、との答弁があった。

病院をコンパクトにして、営業経費、特に人件費の大幅な削減を行うことが必要。コンパクトにするのにもお金がかかるが、今、取り組まなければ、町の自治体病院を残すことは不可能ではないか。その上でDXを推進し、遠隔診療で、松山の基幹病院を軸とした医療体制を考える以外に方法はないのではないかと、との質疑に、必要なときにお金をかけて整備するとともに、松山との連携や、DXを活用しながら診療をしていく必要も感じているので、導入に向け

て、開設者とも協議しながら進めていきたい、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号「令和6年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」

業務の予定量。

入所者定員、50床。通所者定員、25人。年間療養者数、入所者数、1万7,965人。通所者、5,210人。1日平均療養者数、入所者49.2人。通所者、23.7人。

収益的収入及び支出。

収入及び支出の予定額は、3億4,196万6,000円となっています。

令和5年度の予定額と比較すると、5.6%の増額となっています。

収入の主な内容は、施設運営事業収益、2億8,514万円。施設運営事業外収益、5,680万6,000円。

支出の主な内容は、施設運営事業費用、3億3,850万6,000円。施設運営事業外費用、286万円。特別損失、60万円。

資本的収入及び支出。

収入の予定額は、2,354万5,000円で、支出の予定額は、3,649万円となっています。

収入の内容は、他会計負担金、2,354万5,000円。

支出の内容は、建設改良費、100万円。企業債の元金償還金、3,463万円。他会計からの長期借入金償還金、86万円。

収入の不足額、1,294万5,000円は、損益勘定留保資金で固定します。

他会計からの補助金。

収益的収入、4,575万4,000円。資本的収入2,354万5,000円となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
光田副委員長、お引取りください。

議長 続いて、産業建設常任委員会副委員長の報告を求めます。

(阪本雅彦産業建設常任委員会副委員長を指名)

阪本副委員長 産業建設常任委員会に付託された議案第27号、議案第28号につきまして、3月8日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第27号「令和6年度久万高原町簡易水道事業会計予算」

1、業務の予定量。

給水戸数、4,000戸。年間総配水量、101万立方メートル。1日平均配水量、2,767立方メートル。主要な建設改良費、1億7,500万円。

2、収益的収入及び支出。

収入及び支出の予定額は、3億7,626万9,000円となっています。令和5年度の予算額と比較すると、収入及び支出の予定額は、452万4,000円、率にして1.2%の減額となっています。

収入の内容は、営業収益、1億2,704万4,000円。営業外収益2億4,922万5,000円。支出の主な内容は、営業費用、3億3,387万2,000円。営業外費用、4,229万7,000円。

資本的収入及び支出。

収入の予定額は、3億4,391万9,000円で、支出の予定額は、4億537万2,000円となっています。

収入の主な内容は、企業債、5,670万円。補助金、3,050万円。一般会計繰入金、1億9,955万9,000円。他会計からの長期借入金、5,670万円。

支出の内容は、建設改良費、1億8,250万円。企業債償還金、2億2,287万1,000円。収入の不足額、6,145万2,000円は、損益勘定留保資金で補填します。

4、他会計からの補助金及び負担金。

収益的収入、4,760万8,000円。資本的収入、1億9,955万9,000円となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第28号「令和6年度久万高原町下水道事業会計予算」

1、業務の予定量。

整備人口、5,132人。年間汚水処理水量、44万3,330立方メートル。1日平均処理水量、1,245立方メートル。主要な建設改良費、1,027万3,000円。

2、収益的収入及び支出。

収入及び支出の予定額は、3億7,779万円となっています。令和5年度の予算額と比較すると、収入及び支出の予定額は、1,705万2,000円。率にして、4.3%の減額となっています。

収入の主な内容は、営業収益、8,635万5,000円。営業外収益、2億8,981万1,000円。

支出の主な内容は、営業費用、3億4,755万6,000円。営業外費用、2,893万4,000円。

3、資本的収入及び支出。

収入の予定額は、1億4,469万円で、支出の予定額は、2億2,600万7,000円となっています。

収入の内容は、企業債、1億420万円。補助金、3,928万8,000円。負担金等、120万2,000円。

支出の内容は、建設改良費、1,027万3,000円。企業債償還金、2億1,573万4,000円。

収入の不足額、8,131万7,000円は、損益勘定留保資金で補填します。

4、他会計からの補助金及び負担金。

収益的収入、1億7,344万3,000円。資本的収入、3,638万7,000円となっています。

審査では、新たなバイオマス活用推進基本計画で、下水道バイオマスリサイクルを新規目標として追加され、現在のバイオマスリサイクル利用率、35%を、2030年には、有機物の約50%を目指すとしているが、町のこの関係事業に対する取組状況はどうか、との質疑に、久万浄化センターの下水汚泥については、エネルギーや緑農地の利用はできていないが、し尿等搬入している松山衛生ecoセンターでは、処理物からリンを回収するなど、肥料としての有効活用を行っているとの答弁があった。

町から出ていく下水道汚泥については、全てエコ利用に回っているのか、との質疑に、町のほうから搬入している下水汚泥について、松山衛生ecoセンターのほうで、町の汚泥についても、一緒にリンの回収をさせていただいているとの答弁があった。

下水汚泥から活用される肥料等、そういったものの利用計画については、今後も町で進めていくのか、との質疑に、そういった取組は重要と認識している。下水汚泥の有効活用については、現在、松山西部浄化センターで固形燃料施設を設置して、下水汚泥のリサイクル率の向上を目指しているといった状況もあり、これらを参考に、今後、研究したいとの答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
阪本副委員長、お引取りください。

議長 各委員長の報告が終わりました。

これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議 長 議案第25号「令和6年度久万高原町立病院事業予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号「令和6年度久万高原町立病院事業会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第26号「令和6年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第26号「令和6年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第27号「令和6年度久万高原町簡易水道事業会計予算」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第27号「令和6年度久万高原町簡易水道事業会計予算」
は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第28号「令和6年度久万高原町下水道事業会計予算」について、質疑
を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第28号「令和6年度久万高原町下水道事業会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 日程第19、議案第29号「おもご高齢者生活支援ハウスの指定管理者の指定について」を議題とします。

地方自治法第107条の規定により、議長が除斥となりますので、副議長と交代します。

交代のため暫時休憩します。(午後5時15分)

(休憩)

副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。(午後5時16分)
本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(光田 優総務文教厚生常任委員会副委員長を指名)

光田副委員長 総務文教厚生常任委員会に付託された議案第29号につきまして、3月7日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第29号「おもご高齢者生活支援ハウスの指定管理者の指定について」指定期間の満了に伴い、当該施設の指定管理者として、管理運営実績のある社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会を、引き続き指定管理者として指定するものです。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

副議長 副委員長の報告が終わりました。
ここで、副委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認めます。
光田副委員長、お引取りください。

副議長 委員長の報告が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

副議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第29号「おもご高齢者生活支援ハウスの指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決しました。
玉井議長の入場を認めます。

副議長 議長と交代のため、暫時休憩いたします。 (午後5時19分)

(休憩)

議長 休憩前に続き、会議を開きます。 (午後5時19分)
お諮りします。
日程第20、議案第30号から、日程第23、議案第33号の指定管理者の指定に関する4件を一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第30号から議案第33号の指定管理者の指定に関する4件は、一括議題にすることに決定しました。
本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(阪本雅彦産業建設常任委員会副委員長を指名)

阪本副委員長 産業建設常任委員会に付託された議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号につきまして、3月8日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。
議案第30号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域食材展示即売施設の指定管理者の指定について」
現在の指定管理者の指定期間の満了に伴い、公募により選定された有限会社

クリフを、指定管理者として指定するものです。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日となっています。

審査では、クリフさんについては、今回、新規だと思うが、どういったところに着目して指定管理の選定作業に当たったのか、との質疑に、応募があったのはこの1社のみで、指定管理の選定委員会で認められたので、指定管理者と指定するものとの答弁があった。

指定管理の契約が整えば、日頃からの指導、質の向上や、サービスの維持などをどのようにチェックするのか、との質疑に、質のよいサービスの提供というところで、内容等については、順次、見させていただき、指導等も引き続きさせていただくとの答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第31号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域食
材展示即売施設の指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定管理の満了に伴い、当該施設の指定管理者として、管理運営実績のある株式会社さんさん久万高原を、引き続き指定管理者として指定するものです。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとなっています。

審査では、選定は公募によらず、従来の事業者が継続するという提案がされているが、指定管理に関する条例第5条のどの項に該当したのか、との質疑に、第5条第1項第1号、との答弁があった。

道の駅さんさんは、非常に大きな集約施設であり、その中にある店舗で、面積は非常に小さく、少ない投資で十分な利益を見込める。公平公正の原則から言えば、一般公募してコンペで選ぶのも一つの手だったが、そこが検討されず、継続提案されたのは理解しがたい。

役場としては、どういう基準で判断したのか、との質疑に、この施設は2店舗ある。公募で1店舗の応募があったが、前回の指定管理の満了に伴い、公募をしたところ、応募がなかったということ。また、町内だけではなく、町外に範囲を広げてまで公募しても応募がなかったという経緯を踏まえて、株式会社さんさん久万高原を、引き続き指定管理者として選定した、との答弁があった。

5年間運営された指定管理者を継続で出すのであれば、その5年間の業務監査などを、第三者や専門家がしっかりと見るといった制度を、そろそろつくりたいと、うまく効果が出ない。

指定管理者がずっと続けていく可能性がある。そこは変えていかないと、施設の効果が今後出てこない、との質疑に、株式会社さんさん久万高原については、第三セクターの今後の方向性というところで、2年間にしている。このことは御理解いただきたい。

営利を目的とした施設の指定管理については、5年間の経営の状況をしっかり確認して継続していく。公募によらない形で継続しているところの手続きは、役場全体で検討していきたいとの答弁が、副町長からあった。

これからは幾つかの指定管理の議案があるが、クリフさん以外は全て継続になる。

チェック項目例を二つ挙げれば、1つ目は、運営や財務に関する定期的な会議が行われているかどうか。

2つ目は、施設の利用者から、要望や意見を適切に指定管理者に伝えるとともに、改善の要求が行われるケースにおいては、確認後、現場チェックを行っているかどうか。最低、この二つぐらいは実施して、常に実態を把握するなど、しっかりチェックの仕組みを確立してやっていただきたい。

このさんさんについては、どういうことをやっているのか、との質疑に、さんさんに限らず、観光施設の指定管理者組織については、取締役会に出席して内容を見させていただく。また、月次で、経営状況を報告していただいている。要望については、直接、ふるさと創生課に入ってくることもあるが、モニターツアーを外部の方をお願いして、意見、要望、状況等、情報収集をして、改良しなければならない点については、施設にお伝えしている。

こういったことを継続的に進める、または、仕組みをつくり上げるということについては、検討させていただきたいとの答弁があった。

指定管理期間が5年と2年がある中、1社、観光協会とかDMOとかという話があるが、計画としてはどのような可能性があるのか、との質疑に、観光協会も含めて、当町の観光業について、どういった組織で運営していくのがいいのか、業務の精査をしているところであり、現在、まだ何も方向は出ていない

が、今後2年間をかけて、DMOなどの方向に進めるのかどうか、検討しているとの答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号「柳谷農産物直売所の指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設の指定管理者として、管理運営実績のある久万高原町生活研究協議会を、引き続き指定管理者として指定するものです。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号「久万高原町農村活性センターみかわの指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設を指定管理者として、管理運営実績のある株式会社みかわを、引き続き指定管理者として指定するものです。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日となっています。

審査では、運営や財務に関する定期的な会議の現状と、施設利用者からの要望等を適切に指定管理者に伝えるとともに、改善の必要が認められるケースにおいては、確認、現場チェックを行っているか、との二つの質疑に、定例の取締役会等に出席して経営状況を聞かせていただいている。月次についても、毎月、経営状況を報告いただいている、との答弁があった。

売り上げが伸びた主な理由と、今後も売上が継続できるのか。また、選定委員会において、どのような意見が出たのか、との質疑に、経営状況が伸びた一番の原因は、施設の改修でワンフロア化してきれいになったこと。食堂部門も、リニューアルして、メニュー等の改定があったことが大きな要因。

駐車場の問題があるので、今後の伸びは不透明であるが、安定的な経営ができるのではないかと思う。

経営状況も非常によいというところで、意見等はなかったものとの答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- 議 長 委員長の報告が終わりました。
ここで委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。
- (なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。
副委員長、お引取りください。
- 議 長 委員長の報告が終わりました。
これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。
- 議 長 議案第30号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域食
材展示即売施設の指定管理者の指定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。
- (なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。
- (なしの声)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域食材展示即売施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 議案第31号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域食材展示即売施設の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域食材展示即売施設の指定管理者の指定について」は、委員長報告の

とおりの可決しました。

議 長 議案第32号「柳谷農村物直売所の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号「柳谷農村物直売所の指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第33号「久万高原町農村活性センターみかわの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第33号「久万高原町農村活性センターみかわの指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。
日程第24、議案第34号から、日程第30、議案第45号の指定管理者の指定に関する7件を一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第34号から議案第45号の指定管理者の指定に関する7件を、一括議題にすることに決定しました。

地方自治法第117条の規定により、高橋 誠議員の退場を求めます。

(高橋 誠議員退場)

議長 暫時休憩します。 (午後5時34分)

(休憩)

議長 休憩前に続き、会議を開きます。 (午後5時35分)

議長 お諮りします。

日程第24、議案第34号から、日程第30、議案第45号の指定管理者の指定に関する7件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号から議案第45号の指定管理者の指定に関する7件を、一括議題にすることに決定しました。

最初に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(阪本雅彦産業建設常任委員会副委員長を指名)

阪本副委員長 産業建設常任委員会に付託された議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第42号、議案第44号につきまして、3月8日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第34号「久万高原町レストラン湖畔やなだにの指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設の指定管理者として、

管理運営実績のある一般財団法人柳谷産業開発公社を、引き続き指定管理者として指定するものです。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第35号「久万高原町姫鶴荘の指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定管理の満了に伴い、当該施設の指定管理者として、管理運営実績のある一般財団法人柳谷産業開発公社を、引き続き指定管理者として指定するものです。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとなっています。

審査では、姫鶴荘については毎年同じような苦情を聞くが、担当部署が指導しても対応しきれないのか、との質疑に、人材の不足があり、対応ができていない状況との答弁があった。

周辺の施設の受入体制も含めて、調査に相当手間どっており、受入体制が不透明な状態をいつまで続けるのか、との質疑に、観光客が集中する時期の対応に非常に不備が多く、具体的には、トイレの関係と思うが、様々検討しており、早く進めていきたい。

体制の部分は、第三セクターの機能の在り方や、部門の見直しなどを検討していくので、スピード感を持って取り組むと、副町長から答弁があった。

トイレの問題は致命傷だと思う。今回も、トイレと言いながら、どれだけの想定をしたトイレをやろうとしているのか。お客さんを受け入れる体制を総合的に考えて、トイレのことは特に大切であり、実現可能な答弁を求めたい、との質疑に、新しくトイレを実施設計でやっていくには、ある程度、時間がかかるので、まず現実的には、レンタルのトイレで対応するなど、最低限、来場者の皆さんに迷惑がかからないようにやっていきたい。

それと並行して、今年度予算にあげているトイレの設計、手法も含めて、できるだけ早く進めたいとの答弁が、副町長からあった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第36号「久万高原町姫鶴平コテージの指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設の指定管理者として、

管理運営実績のある一般財団法人柳谷産業開発公社を、引き続き指定管理者として指定するものです。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第37号「久万高原町淡水魚加工施設の指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設の指定管理者として、管理運営実績のある一般財団法人柳谷産業開発公社を、引き続き指定管理者として指定するものです。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日となっています。

審査では、淡水魚加工施設の運営状況と、将来の見込みはどうかの質疑に、この施設は、冷凍の加工品を卸しており、経営状況は安定した取引を継続していると聞いている。

また、淡水魚の仕入先は、町内に養殖業者がいなくなったので、高知県から仕入れている、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第42号「久万高原町四国カルスト牧場の指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定管理の満了に伴い、当該施設の指定管理者として、管理運営実績のある一般財団法人柳谷産業開発公社を、引き続き指定管理者として指定するものです。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第44号「林業研修センターの指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設の指定管理者として、管理運営実績のある下記の者を、引き続き指定管理者として指定するものです。

指定施設名、林業研修センター、姫鶴グラウンド・姫鶴キャンプ場。

名称、一般財団法人柳谷産業開発公社。

指定の期間、令和6年4月1日から令和8年3月31日。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

阪本副委員長、お引取りください。

続いて、総務文教厚生常任委員長。

(光田 優総務文教厚生常任委員会副委員長を指名)

光田
副委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第45号につきまして、3月7日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第45号「久万高原町やなだにさんさんドームの指定管理者の指定について」

指定期間の満了に伴い、当該施設の指定管理者として管理運営実績のある一般財団法人柳谷産業開発公社を、引き続き指定管理者として指定するものです。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなります。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

そのほかといたしまして、保健福祉課長から、NIKONIKO館の送迎が中止になるという話は聞いていない、との答弁があった。地域運営協議会の総会の中で、そのお子さんをもたれている親御さんは、発言の機会ももらえずに、決定事項だから従いなさいという高圧的なことを言われたまま、もう2年がたとうとしているという状況がある。

この部分について、町も補助金を出している立場上、是正を求めるなり、地域運営協議会の方に聞き取りするなりしてほしい。

その保護者は、子供さんをまだNIKONIKO館に行かせているが、その

状況のまま、2年すごしている状態。町として、対応できないのかとの質疑があり、十分、内容を把握していないので、その確認からということになるが、一応、お聞きしておくとの答弁があった。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対して質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
光田副委員長、お引取りください。
各委員長の報告は終わりました。
これより質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。
議案第34号「久万高原町レストラン湖畔やなだにの指定管理者の指定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号「久万高原町レストラン湖畔やなだにの指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第35号「久万高原町姫鶴荘の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号「久万高原町姫鶴荘の指定管理者の指定について」

は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第36号「久万高原町姫鶴平コテージの指定管理者の指定について」、
質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号「久万高原町姫鶴平コテージの指定管理者の指定
について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第37号「久万高原町淡水魚加工施設の指定管理者の指定について」、
質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第37号「久万高原町淡水魚加工施設の指定管理者の指定
について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第42号「久万高原町四国カルスト牧場の指定管理者の指定について」、
質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第42号「久万高原町四国カルスト牧場の指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第44号「林業研修センターの指定管理者の指定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第44号「林業研修センターの指定管理者の指定について」
は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第45号「久万高原町やなだにさんさんドームの指定管理者の指定につ
いて」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第45号「久万高原町やなだにさんさんドームの指定管理

者の指定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

高橋 誠議員の入場を求めます。

(高橋 誠議員入場)

議 長

日程第31、議会議員の定数に関する特別委員会の報告を議題とします。

本件について、議会議員の定数に関する特別委員会委員長の報告を求めます。

(瀧野 志議会議員の定数に関する特別委員会委員長を指名)

瀧野委員長

議会議員の定数に関する特別委員会の報告をさせていただきます。

議会議員の定数に関する特別委員会委員長 瀧野 志

令和5年6月議会におきまして、議会議員の定数に関する特別委員会に付託されました議員定数について、7名の委員に議長を加えた8名で、7回にわたり委員会を開催し、協議を行いましたので、その結果について、報告をいたします。

平成16年8月1日に、久万高原町誕生以来、選挙区と議員定数の問題につきましては、大いに議論をされてきたところであります。

選挙区については、平成29年4月の一般選挙から、全町1区制となりましたが、定数については、町村合併時に、在任特例を適用した46名から、平成17年4月に18名、平成21年4月に14名、平成29年4月に13名と、急激な人口減少、高齢化が進む中、議論を重ねた中で、定数を減じてきた経緯があります。

今回の特別委員会におきましては、これまでの経緯を踏まえた上で、町民アンケートを実施するなど、広く意見を求めながら、議論を深めました。

人口が激減する中で、議員の定数は現状のままでいいのか。広大な面積を誇る本町において、町民の窓口となる議員の定数を減じて、民意の反映ができるのか。多様性が求められる社会にあって、議会が機能するためには何名の議員が必要なのかなど、様々な観点から議論を尽くし、最終的には、全員の理解の中で、次の一般選挙から定数を11名とすることが決定をいたしました。

今般、7回にわたる協議を行いました。が、過疎高齢化時代を迎え、住民の皆さんが、地域で安心して暮らし続けるためには、議員に課せられた使命はますます重要であり、何よりも地域住民の皆様との対話、そして相互理解が必要との思いを新たにしたところでございます。

また、アンケートを通じて頂きました御意見、御要望につきましては、全議員で共有し、今後、議会として取り組むこととしておりますが、子育て世代の方をはじめ、多くの皆さんが議員を目指し、まちづくりに参画するためには、夜間、休日議会や、通年議会などの新たな方策も必要との議論もございましたので、併せて紹介させていただきます。

議会議員の定数に関する特別委員会の、以上で報告とさせていただきます。

議長 以上で、議会議員の定数に関する特別委員会の報告を終わります。

議長 ここで、しばらく休憩いたします。 (午後5時54分)

(休憩)

議長 休憩前に続き、会議を開きます。 (午後5時59分)

お諮りします。

お手元に追加議事日程が配付されています。これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、日程を追加して議題とすることに決定いたしました。

議長 追加日程第1、発議第1号「久万高原町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 発議の趣旨説明

議 長 趣旨説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
瀧野議員、お引取りください。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
発議第1号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第1号「久万高原町議会議員の請負の状況の公表に関する
条例の制定について」は、提出者提案のとおり可決しました。

議 長 追加日程第2、発議第2号「久万高原町議会議員の定数条例の一部を改正す

る条例の制定について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

瀧野議員、お引取りください。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

発議第2号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号「久万高原町議会議員の定数条例の一部を改正する条例の制定について」は、提出者提案のとおり可決しました。

議 長 追加日程第3、発議第3号「久万高原町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 発議の趣旨説明

議 長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

瀧野議員、お引取りください。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

発議第3号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号「久万高原町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、提出者提案のとおり可決しました。

議長 追加日程第4、議案第47号「久万高原町町長、副町長及び教育長の給料の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、町長のほうから説明がございましたけれども、理事者の減額条例が今回、提案されましたけれども、今まで、職場内に関する様々な事案、教育委員会も含めてですが、理事者責任について、いろいろと聞かせていただきましたけれども、明確な責任は、今まで示されませんでした。

なぜ今の時期に減額条例を出されたのか、原因についてお聞きをします。

議長 (河野町長を指名)

町長 今回、職員が逮捕、起訴にまで至る重大な罪を犯したことは、特に許されない信用失墜行為であり、職員を管理監督する立場にある者として、これまでの不祥事も含め、早期に町民、社会に対して、責任の所在や在り方を示すことで、信頼の回復に向けてしっかりと取り組むため、今回、給料減額の条例制定を行うこととしたものです。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今までは、消防職員の数名の退職の事案、パワハラ等によるものもございましたが、何ら対応もされませんでした。

今回の減額条例において、減額割合の差がございます。この減額割合は、適正と判断されているのでしょうか。また同じ割合にしない理由も、お示しをいただきたいと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 検討しまして、このような案としました。

減額割合の差異については、不祥事や、職責の重さを考慮して、減額割合に差をつけたものです。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 じっくりいかない説明ですけれども、期末手当にも今回の減額条例というのは影響すると思いますが、減額が影響する月数で対応が変わるわけですが、これにも、それなりの理由があるのかも、お聞きしたいと思います。

また、この条文中に、期末手当に関する明記というのがございませませんが、他の自治体の例では、明記されている事例がございますが、この期末手当の明記は必要ないのでしょうか。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

今回の条例の制定の定数につきましては、岡部議員言われましたとおり、減額のかかる月数、3カ月ということでございますので、4月から6月ということになるかと思えます。

直接的に、期末手当のほうまで考慮したものではございませんけれども、金額の問題だけではありませんけれども、より責任を明確にできるものというふうにも考えております。

また、こちらのほうに、期末手当についての明記がないということでございますけれども、それについては、それぞれ例規の取り方で、それについてはカバーできるというふうに考えております。

以上です。

議長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の減額条例を提案されるに至った背景、住宅の管理上におきた事案であると考えます。

住宅管理上における鍵の管理というのは、大変重要でございます。町営住宅の退去時に、明け渡し前にしていただくこととするような、いわゆる具体的な説明書については、入居者にお渡しをしているのか、お聞きをしたいと思えます。

また、今後のことを踏まえると、公営住宅管理に、職員がどこまで対応ができるのかということと考えますと、他の市町でも実施をしている、住宅管理を民間に委託すると、こういったことも、今後、検討し、専門的な知見も必要となりますので、できるだけ職員の負担も軽減すべきかと考えますが、検討すべきではないでしょうか。

議長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

本町では、公営住宅での生活のルールや、退去の手續等を記載したしおりを作成し、全入居者に配布をしております。

また、公営住宅の管理に関し、民間委託や指定管理者制度の導入については、そのメリット、デメリット、実現性など、他の市町の事例等を参考にし、理事者とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

議長 ほかにありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第47号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
したがって、議案第47号「久万高原町町長、副町長及び教育長の給料の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 追加日程第5、議案第48号「久万高原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第48号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
したがって、議案第48号「久万高原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 追加日程第6、議案第49号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第49号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

したがって、議案第49号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 追加日程第7、議案第50号「久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第50号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

したがって、議案第50号「久万高原町介護保険条例の一部を改正する条例

の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 追加日程第8、議案第51号「令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（沖中住民課長を指名）

沖中課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第51号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

したがって、議案第51号「令和5年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決しました。

議長 追加日程第9、議案第52号「令和6年度久万高原町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

（木下総務課長を指名）

木下課長 議案に基づき歳入・全般説明
議案に基づき歳出説明
（9款1項目）

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（岡部史夫議員を指名）

岡部議員 最近、火災が多発をしておりますけれども、河川とか水路、そういったところから遠い住宅密集地におきましては、消火栓、防火水槽の活用が必須になりますけれども、この必要な訓練、あるいは情報共有はできているのか、消防長にお聞きをしたいと思います。

議長 （大野消防本部消防長）

消防長 岡部議員の質疑にお答えします。
先ほど言われましたとおり、火災には消火栓であったり、防火水槽、また池であったりプールであったり、いろんな水利がございます。そのあたりにつきましては、消防につきましては、定期的な訓練、また消防団とも――本部消防

隊ですけれども、そのあたりとも連携訓練等は実施しております。

以上です。

議長 大野消防長、もう少し声をあげてやってください。聞こえません。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 もう質問しないと思ったんですが、ちょっと今、聞き取りにくかったので、議長の御指摘を受けて、最後の確認だけさせていただきます。

消火栓を活用する場合には、圧力が欠ける場合がございます。これは、利用の方法によって、そういう症状が起きるんですけれども、そういうことが起きないという訓練をしているかしていないか、そこを、そういう情報共有も含めてやっているかどうかを聞きたかったんです。

議長 (大野消防本部消防長)

消防長 岡部議員の質疑にお答えします。

消火栓につきましては、地域によって、当然、圧力の差がありますし、高い所、低い所がございます。そのあたりにつきましてはの消防につきましては、水を積んだ車に、基本的に入れますので、余り圧力の上下については関係はありませんが、そういった圧力の高いときには下げるとかということも、意思統一をして、現在、使っております。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。

議案第52号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第52号「令和6年度久万高原町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決しました。

議長 追加日程第10、議案第53号「財産の無償貸付の変更について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第53号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第53号「財産無償貸付の変更について」は、原案のとおり可決しました。

議長 追加日程第11、総務文教厚生常任委員会所管事務調査報告を行います。
委員長の報告をお願いします。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長 総務文教厚生常任委員会の視察研修報告を行います。
総務文教厚生常任委員会は、令和6年1月24日から26日にかけて、富山県朝日町と埼玉県横瀬町の視察を行いました。
この二つの町は、全国から視察に皆さんが訪れる、先進的なまちづくりを行っております。
朝日町では、公共交通と子供子育てを、横瀬町ではよこらぼという、全国に例のないまちづくりの仕組みを学びましたので、その概要を報告いたします。
朝日町の公共交通ですが、朝日町では、平成初期に民間路線バスの撤退が加速したことから、公共交通対策が必要となりました。主に町が行っているのは、

コミュニティバスあさひまちバス、ノッカルあさひまち、あさひまちエクスプレスであります。

コミュニティバスあさひまちバスは、9路線37便を3台のバスで運行しております。料金は1回200円で、自由乗降を採用し、鉄道に合わせてダイヤ改正するとともに、運行状況がリアルタイムで分かるバスロケーションシステムを導入しています。

また、学生に利用を促すだけでなく、自ら利用促進策を考えるモビリティマネジメントを行い、64カ月連続で、1日あたり利用者数が、対前年度同時期比を更新しております。

ノッカルあさひまちは、自分の外出のついでに御近所さんに乗っける新しい仕組みです。

現在、28名の協力者がおり、年間1,700名が利用しているとのことであります。1運行当たり200円の商品券で運行していますが、運行管理は地元タクシー事業者に委託しており、朝日町では、これを共存を超えた共創といっております。

あさひまちエクスプレスは、北陸新幹線駅と朝日町を結ぶ直通バスで、新幹線全便に接続しており、黒部宇奈月駅から朝日町役場まで、我々も乗りましたが、タクシーなら1万円ほどかかるであろう距離を、1人1,000円で運行しています。

こちらも地元タクシー会社への委託事業となっております。

朝日町は、子育て応援日本一のまちを掲げております。朝日町の子供応援施策はすばらしいものですが、本町の取組と似ているところもあります。PRも非常に上手だというふうに感じました。

様々な施策を行っていましたが、特筆すべきもののみ、報告をさせていただきます。

おうちで子育て応援事業は、保育所に預けないで、家庭で育児をする世帯に、月額3万から6万円の応援金を支給するものであります。

その結果、保育士の人件費が減り、予算が相殺されたとのことであります。

あいのトキめき出生祝福事業は、第1子、第2子が10万円、3子、4子が20万円、5子以降は50万円を支給する、出生祝い事業であります。

あさひDE子育てアプリは、ママや子供の健康記録、予防接種スケジュールなどをタイムリーに配信するアプリで、保育園からの情報も配信しているとのことでありました。そのほか、小中学校給食費の無償化や、延長保育、休日保育、新入生、転入生体操服支援事業など、多岐にわたるすばらしい取組をされておりました。

横瀬町のよこらぼについて、次に報告をいたします。

よこらぼは、横瀬町とコラボする研究所の略称で、まちづくりの実践や、実証試験などができるチャレンジのフィールドとの説明がありました。

具体的には、事業者から提案を受けて町が採択すれば、基本的に、予算を伴わない形で実践に協力する。事業者は、町の信用の中で、住民に対し実証実験を行い、成果が得られれば、事業展開するという仕組みであります。7年間で141件を採択しております。

成功事例といたしましては、不登校生徒に向けた好奇心の種まき事業、第三の居場所づくりや、子供中心の親子で使えるテレワーク拠点、エリア898、遠隔子育て相談、小児科オンラインなどがあります。

この遠隔診療ソフトは、全国展開されており、本町の町立病院でも活用しているようであります。また、半年で100件ほどの視察希望があり、昨年10月から、1人5,000円の視察料を徴収することにしたとのことでありました。我々も取られました。

今回視察した2町において、朝日町では、町長と議長、横瀬町では町長と副議長に同席をいただいて、町長からも直接説明がありました。

全国から、視察地としての選ばれる2町であります。リクルートや博報堂などともつながり、コンサルの知恵を町の実情に合わせて、施策に落とし込んでいます。

また、その過程で職員が大きく成長しているとも言われておりました。

初めは多くのお金を使ったが、今は職員が全てやっておるというような報告をお受けしました。

視察研修の概要報告いたしました。いずれにしましても、議会と行政が先進地に学び、町の施策をともに考え、実行していくことは大切だと痛感いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 瀧野委員長、お引取りください。

以上で、総務文教厚生常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議 長 追加日程第12、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、別紙、議員派遣の件のとおり決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定いたしました。

議 長 お諮りします。

以上で、本定例会に付託された案件は全て終了しました。

したがって、これで閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

(午後6時42分)

町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 お礼を申し上げます。このたびの3月定例会、大変お世話になりました。ありがとうございました。

令和5年度を締めくくる補正の予算、それから新年度の骨格を決める予算、いずれもお認めをいただきまして、心からお礼を申し上げたいと思っております。

ただいま、人口減少社会、進んでおりますが、これに危機感を持ちながら、町の活性化に、できるチャレンジは議会の皆さんとともに、連携しながらしっかり行ってまいりたいと思います。

今後ともよろしく願い申し上げ、今議会のお礼の挨拶にかえさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議長 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

3月定例議会らしい重要議案が提出され、活発な議論の中、全議案可決されました。皆様、大変お疲れさまでした。

また、3月末をもって退職、役職定年を迎えられる課長さん、長い間、御苦労さまでした。今後とも、町のために御尽力いただきますようお願いしたいと思います。

また、遅れましたが、先般、全国町村議会議長会から、地域振興の発展、住民福祉向上のための議会活性化に努めたとして、本町議会が表彰されましたので、御報告いたします。

季節の変わり目ですが、御自愛いただきますようお願いいたして、閉会の挨拶としたいと思います。

どうも御苦労さまでございました。

以上で、令和6年第1回久万高原町議会定例会を閉会します。

事務局 (終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員